

令和7年3月橋本市議会定例会会議録（第3号）

令和7年3月4日（火）

議事日程第3号

令和7年3月4日（火） 午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

順番6	2番	板橋真弓君	74
順番7	13番	田中和仁君	84
順番8	14番	南出昌彦君	95
順番9	15番	辻本勉君	106
順番10	10番	垣内憲一君	117
順番11	11番	岡本安弘君	126

議員定数18名

出席議員18名

1番	森下伸吾君	2番	板橋真弓君
3番	岡本喜好君	4番	梅本知江君
5番	阪本久代君	6番	高本勝次君
7番	岡弘悟君	8番	田中博晃君
9番	堀内和久君	10番	垣内憲一君
11番	岡本安弘君	12番	小林弘君
13番	田中和仁君	14番	南出昌彦君
15番	辻本勉君	16番	土井裕美子君
17番	石橋英和君	18番	中本正人君

説明員職氏名

市長	平木哲朗君	副市長	小原秀紀君
教育長	今田実君	総合政策部長	井上稔章君
総務部長	中岡勝則君	経済推進部長	三浦康広君
		農業委員会事務局長	
健康福祉部長	久保雅裕君	危機管理監	大岡久子君
建設部長	西前克彦君	会計管理者	兼井和彦君
上下水道部長	堤健君	教育部長	岡一行君

消 防 長 永 井 智 之 君
選挙管理委員会事務局長 辻 本 昌 亮 君
財 政 課 長 三 嶋 信 史 君

病院事務局長 池之内 正 行 君
監査委員事務局長 岩 坪 恭 子 君
政策企画課長 辻 本 真 吾 君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福 井 直 記
議事調査係長 中 井 ユ リ

議会事務局次長 笹 山 奨
書 記 諸 田 泰 己

(午前 9 時 30 分 開議)

○議長(森下伸吾君) おはようございます。
ただ今の出席議員は18人で全員であります。

○議長(森下伸吾君) これより本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(森下伸吾君) 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、8 番 田中君、18番 中本君の 2 人を指名いたします。

日程第 2 一般質問

○議長(森下伸吾君) 日程第 2 一般質問を行います。

順番 6、2 番 板橋君。

〔2 番(板橋真弓君) 登壇〕

○2 番(板橋真弓君) 皆さま、おはようございます。2 日目のトップバッターということで少々緊張しておりますが、頑張ります。

それでは、ただ今、議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。今回は 3 項目です。

まず、1 項目めは、避難所となる学校施設の防災機能強化の推進について。

学校体育館は子どもたちの教育の場であり、災害時には地域の避難所としても重要な役割を担います。冷暖房空調の整備を加速させ、

児童生徒に加えて避難避難者も安心して過ごせるようにすることが大切だと考えます。

近年、全国的に猛暑日が増えており、学校施設に空調を整備する重要性が高まっています。2018 年夏には、学校で小学生が熱中症で亡くなるという痛ましい事故も起きています。また、激甚化・頻発化する自然災害において、避難所となる体育館に空調設備が整備されていないことで、被災後の避難生活の疲労やストレスで亡くなる災害関連死の割合も残念ながら増加しています。

昨年 12 月 11 日、2024 年度補正予算案をめぐる衆院予算委員会の質疑の中で、公明党の浮島議員が学校体育館への空調整備について全国的に設置が進んでいない現状を指摘し、大幅な加速が求められると強調しました。そして、自治体が円滑に整備を行うために参考となる事例を周知すべきだと訴えました。また、空調を整備する自治体への臨時特例交付金をめぐっては、空調設置と同時に断熱性確保を求めないなど柔軟な運用を要請し、リーズナブルで効果的な断熱方法の周知も求めました。

こうして 2024 年度補正予算で学校体育館のエアコン整備に 779 億円が計上され、空調を整備する自治体への特例交付金の新設に至り、関連工事を含めた費用の 2 分の 1 の補助などが確定しました。さらに、既に設置されている各自治体から要望のあった光熱費の補助も創設されることになりました。

国の予算が確保された今こそ、連携して直

ちに学校の空調整備を進めるべきと考えますが、本市のお考えは。

1、最適なエアコン設置に向けた取組みについて。

2、発電機の併設について。

3、各部局の連携について、災害時と平時の留意点は。

二つ目は、子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種の期限延長についてです。

令和4年4月に積極的勧奨が再開されてから3回目の一般質問になります。キャッチアップ接種とは、積極的勧奨が差し控えられていたために公費接種の機会を逃した方が無料で受けられる接種で、対象者は1997年4月2日生まれから2008年4月1日生まれの16歳から27歳の女性です。

昨年11月27日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会では、子宮頸がんワクチン接種について議論が行われ、今年度末で終了予定だったキャッチアップ接種について、令和7年3月末までに1回以上接種した方を対象として、当初3年間で予定していた接種期間を最大1年間延長する経過措置を設けることが了承されました。

今年度末に定期接種の期間が終わる今の高校1年生も、今年度末までに1回以上接種すれば、同様に経過措置の対象となります。

大幅な需要の増加によって昨年の夏以降、ワクチンが限定出荷となったことを考慮して、接種希望者が機会を逃さないよう経過措置が設けられたものです。

今回の経過措置を踏まえ、これまでの内容の改正と分かりやすい周知をする必要があります。中には駆け込み接種やワクチン不足の影響で医療機関の予約を取りづらく、接種を諦めてしまった方もいるかと思います。

本市の現状と取組みを伺います。

1、本市の現状は。接種率について。駆け込み接種やワクチンの不足は。

2、本市の取組みは。1、内容改正と周知方法について。個別通知は行いましたか。

最後、3項目めは、エレベーター内に防災チェアの設置を。

大阪市は昨年、役所本庁にある全9基のエレベーター内に防災チェアを設置しました。防災チェアの中には、LEDライトやラジオ、飲料水、非常食、簡易トイレなどが収納されています。2018年6月の大阪北部地震では、最大5時間30分にわたりエレベーター内に閉じ込められる事案が発生しました。本庁舎を利用する市民や職員が安心できるように設置されたものです。

近年、南海トラフ地震等の大規模地震への備えが叫ばれる中、本市においても地震の発生によりエレベーターに閉じ込められる可能性は否めません。エレベーターを利用した市民への防災意識の向上にもつながると考えますが、本市の施設にあるエレベーターにも防災チェアの設置を検討してはいかがでしょうか。

以上3項目を私の壇上からの最初の質問とさせていただきます。明快なご答弁よろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君の質問項目1、避難所となる学校施設の防災機能強化の推進に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）避難所となる学校施設の防災機能強化の推進についてお答えします。

一点目の最適なエアコン設置に向けた取組みについて、現在、本市では特別教室への空調機設置を優先的に取り組んでいるところですが、昨年末に国において、避難所に指定さ

れている学校体育館等の空調整備を加速するための特例交付金の新設されました。

現在のところ、本市の公立小・中学校の体育館に空調設備はありませんが、国の動向も踏まえ、今後、計画策定に向けて準備したいと考えています。

学校の体育館は、子どもたちの学習や生活の場であるとともに、災害時には避難所として様々な年代の人が集まる拠点となります。

計画策定に向けては、体育館への空調を効果的に行うため、施設自体の断熱性を確保するとともに、災害時にも安定して稼働でき、避難所としての空調設備に必要な要件についても検討します。

二点目の発電機の併設についてですが、災害時に長時間停電した場合においても、一定の時間空調が稼働できるよう動力源を確保することは避難所機能として必要なことであり、空調設備を設置する際には併せて非常用電源装置の設置についても考慮していきます。

三点目の各部局との連携について、災害時と平時の留意点とはについてですが、災害時の避難所という側面と平時の学校体育館という二つの側面があることから、空調設備の導入にあたっては関係部署の意見も取り入れていくことが必要と想定します。

平時に児童生徒が快適に学習することができ、災害時には安心して避難できる場所として機能を備えられるよう関係部署とも連携を図りながら、計画策定に向け準備いたします。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君、再質問ありますか。

2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ご答弁ありがとうございます。

前向きにということで、最適なエアコン設置に向けた取組みということで、特別教室が先とのお考えですが、使い勝手のよい補助金

は10年間で今年度補正予算で779億円ですが、国のほうでも毎年予算取りをする形となっています。その機会を逃さないでいただきたいと思います。申請の締切りが本年の1月17日で1回目あったかと思いますが、今国会で公明党の竹谷代表代行が質問に立ち、追加募集の必要性を訴えて、2月いっぱい追加募集を行うことが決定しています。本市もできるだけ早く取り組んでおく必要があると思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

今回はアクションを起こせていないんですけども、できるだけ早く取り組んでいく必要性について、その認識でおります。これから計画策定に向けて準備をしていき、国の新しい施策の機会を逃さないように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ありがとうございます。一刻も早くということで。

取り組んでいくという方向で質問をするんですけれども、体育館の空調設備に取り組むとしたら計画から施工まで3年という、結構今までのいろんな施工についても3年かかるということですので、今のうちから国の内閣府防災とか文部科学省の担当部署と連携して、体育館の空調施設の最新の技術や事例を参考に調査研究すべきだと考えますが、いかがですか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

空調施設の調査研究につきましては、最新の技術や事例を参考にしまして、より効果的な空調設備とするために、先進の事例であったり、現場視察などにより調査研究をしたいと考えています。

以上です。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）視察とか、ほんまにやっていたらうれしいです。

ここでモニターをご覧ください。

○議長（森下伸吾君）暫時休憩いたします。

（午前9時43分 休憩）

（午前9時44分 再開）

○議長（森下伸吾君）再開いたします。

○2番（板橋真弓君）改めまして、すみません。学校体育館等への空調整備を加速ということで、この図は現在の公立学校の施設の空調整備状況です。令和4年9月時点で、公立小・中学校の体育館の空調設置率というのは18.9%ということで、2割に満たない状態です。和歌山県においては15.3%と、全国よりも下回っています。整備の加速が必要ということで。

これを踏まえて政府は令和15年度までの空調設備整備臨時特例交付金を新設し、整備のペースを2倍に加速するとしています。令和6年度補正予算では、先ほども言いましたけど779億円です。国庫補助率は2分の1で、地方負担分全額に地方債の充当が可能で、後年度の元利償還金については、その50%に地方交付税措置が講じられることとなります。実質、地方負担は地方債の25%となるということです。

続いて、さらに整備した体育館空調の光熱費については、令和7年度から地方交付税措置がなされる予定です。令和7年度地方交付税措置は29億円で、既に体育館に空調整備をされている自治体にも予算措置されるということです。

ここで、今回新設された臨時特例交付金について確認してみたいと思います。左が学校施設環境改善交付金ということで、今使っ

たいただいているやつです。対象が学校施設の部屋、今回やってくれてはる特別教室とか体育館、それから学校給食施設などの空調設備ということで、補助率は3分の1です。体育館に関しては新設の場合、2分の1が補助だったんですけども、それは令和7年度までということになっています。

右側の新設される交付金ですけれども、空調設備整備臨時特例交付金ですが、長いので後は省略してもらいますけれども、対象が避難所となる学校体育館への空調設備ということで、補助率は元から2分の1で、時限は令和15年度となっています。補助単価においても、今までは1平米当たり3万5,000円の補助でしたけれども、新しい交付金は1平米当たり5万3,000円と、約1.5倍の単価となっています。

次に、工事内容ですが、体育館の空調の場合は空調設備と断熱工事を併せるという内容は一緒なんですけれども、違いは、今回は別年度に設置する断熱工事も対象になるという点です。補助要件について、これまでは体育館は断熱性が要件ということだったので、空調と断熱工事を併せて単年度で施工しなければなりませんでした。今回は避難所に指定されていることと、断熱性工事と空調工事を併せて実施するも、令和15年度までの別年度の実施を含むというふうにしています。今回、非常に使い勝手のよくなった交付金の新設と言えます。

次に、効率的な整備事例についてです。これも文部科学省から出ているやつですけれども、学校施設の工事については、日頃、子どもたちの学習活動の邪魔をしないという工夫が必要だと思います。授業のない夏休みなどの長期休暇に行ったりしていますが、効率的に進めるために工夫事例を紹介してくれています。例えば、設計施工一括方式とかという

ことで、市内にある学校を一括で全部設計したりというふうにして工期を短縮するというような例や、工事範囲の分割により体育館を常に利用できる状態を確保しているということで、ほんまに使いにくいかもしれないんですけど、部分的に工事をして、横では授業ができるというような例もたくさん工夫されています。このように整備の工夫によって休暇以外の通年で臨機応変に工事を実施したり、平準化でできる整備を行うことが可能になるという事例です。

続いて、体育館の空調設備の効果向上、それから、光熱費の抑制のために断熱性の確保は重要です。体育館の断熱・遮熱対策事例ということで、イニシャルコストとランニングコストのトータルコストを踏まえて、短期間にかつ安価にできる断熱・遮熱対策を実施した事例を挙げています。

事例1としては、屋根の遮熱塗装工事費用550万円、期間は1か月ということですね。事例2は、天井の遮熱シート貼り工事、費用は650万円、工事期間は約二、三日ということで、事例3では、窓の日射調整フィルム貼り工事、費用は約350万円、工事期間は2日ということです。

そして、このたび公明党の金城文科大臣政務官を主査として、文部科学省内に学校施設の防災機能の強化・実装に向けた検討会が設置されました。この検討会における議論を通じて、文部科学省として各自治体の参考となる情報が随時提供されることになります。

今回の臨時特例交付金により学校体育館に空調を設置することは、地域の避難所機能を強化するだけでなく、子どもたちの熱中症対策にもつながります。子どもたちや地域の皆さまのために今回の措置をぜひ活用し、学校体育館への空調設備を進めていきたいと思います。

続いて質問なんですけれども、せっかくこういう新たな交付金や補助金を活用して整備を進めるわけですから、単純に従来の一般的な体育館型のエアコン設置をすればいいというような発想ではなくて、橋本市の学校体育館への空調整備は、空調効率の最適化や導入時のコストだけでなく、ランニングコストの比較、さらには2050年のカーボンニュートラル達成に向けた脱炭素化に資する設備など、最大の技術や先進的な導入例についてしっかり研究していただきたいと思います。

一般的なつり下げパッケージエアコンや床置きパッケージエアコンだと、一定時間ごとに空気の入替えが必要ということで、空調効率がすごく犠牲になるというのか、もったいないということになりますので、例えばなんですけど、置き換えの空調方式を採用した空冷パッケージエアコンというのがあるようで、外気の100%を全部、窓開けが要らないで換気ができるという、短時間で冷暖房された空気が体育館の隅々まで行き渡るというような方式らしいんですけれども、こういったところを取り入れるという、こういう点はいかがですか。全然まだ計画もないので答えにくいとは思いますが、方向性としてお聞きしときたいなと思うので、答えられますでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君） 答えられる範囲でお答えいたします。

実は先週、大阪府の泉大津市の総合体育館のほうに、教育総務課の技術職員と担当職員が視察に行ってきたんです。置き換え方式を採用した空冷パッケージエアコンに近いんですけど、例えばこの部屋が体育館やったとします。この部屋を全体エアコンでぬくめるのではなくて、床暖房を入れて、輻射熱で人の活動するところをポイントを当てて快適にす

るというそういうシステム、簡単に言えばそういう形でした。教育委員会なので申し上げにくいんですけど、災害時のときに、冬の寒いときに、体育館の冷たい床に足を入れたときのひんやりするのがなくて、避難所としてはすごい快適で、例えば体育の授業とかでも、卓球部やったらピンポン玉の影響とか、武道とかやったら素足になったりするもの、直接風が当たらないんで、そういったところはいいかなというのが感想として聞いています。

ただ、違う財源を使って膨大な事業費というのもついてきていますので、こういった先ほどの文部科学省の参考事例も含めまして、現時点では計画をまだ立てておりませんのでお答えすることはいたしかねるんですけど、機能であったり、設置のコスト、それから工期等を総合的に勘案しまして、どのような設備とするのかというのを今後検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ありがとうございます。

早速に視察というか、前向きな姿勢がすごくかがわれて、期待できるなというふうに思いました。ありがとうございます。

続いて次の質問なんですけれども、災害時には多くの場合、停電というのが、能登のほうなんかでも予想されます。避難所となった体育館にせっかくエアコンをつけても、停電で稼働しなければ何の意味もないというか、電力の復旧がなかなかほんまに復旧できないという、長期化するという場合もありますので、平常時から非常用の電源というか、発電機の併設を検討することも必要なんじゃないかなというふうに思います。

そこでお尋ねするんですけれども、現在、発電機はありますか。それは体育館等の避難

所生活で活用できるものでしょうか。

○議長（森下伸吾君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）お答えいたします。

各避難所の備蓄庫には、今備蓄している投光器などの現状の備蓄品を稼働させることができる発電機を備えています。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）現状のということなんですけれども、仮に体育館に空調設備を設置した場合に、備蓄しているその発電機では対応できますか。それと、対応できない場合は、空調設備の設置に併せて発電機の整備も必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）お答えいたします。

自立型でない空調設備を設置した場合には、今ある発電機では対応はできかねると思います。体育館に空調を設置していただく場合には、併せて発電機の整備というのにも検討が必要だというふうに思っております。この点につきましては、先ほども教育部長もお答えいたしましたとおり、今後、危機管理部局とも共に協議をしながら、検討してまいりたいというふうに思います。

また、議員おただしのとおり、発災時には停電が長期化するということは当然想定されることですので、電力供給のための電源車を所有する民間事業者等との協定であったり、それを受け入れる体制、環境整備等も併せて進めてまいりたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）なるほど、電源車というような工夫もできるということで、ありがとうございます。何とぞよろしく願いいたします。

続いて、学校施設である体育館の空調整備

については、今、教育委員会が管轄だと思えますね。計画とか申請とか予算要求することというふうになると思うんですけども、先ほども連携してというふうにはおっしゃっていただいたんですけども、単独で全部計画とかもやってしまうのではなくて、教育委員会だけじゃなくて、一番最適ないい空調整備にさせていただくためには、災害対応という点からでは危機管理室、環境に配慮するとかカーボンニュートラルとかという場合は総務課なんかな。あと、空調整備とか建物の構造に詳しいといえば建設課なのかなと。あと、コストパフォーマンスという点からいうたら財務課というようなことで、それぞれの参画があってこそきちっとしたいものができるのかなというふうに、素人考えというかと思うんですけども、庁内で、例えばですけど、勝手に思っているんですけど、プロジェクトチームとかを立ち上げてもらって、各課が横連携して、協力し合っているものを選択して、全庁を挙げてまずはしっかりとした計画を立てるべきなんじゃないのかなというふうに思うんですけども、その点についてはいかがでしょう。

○議長（森下伸吾君）市長。

○市長（平木哲朗君）板橋議員の質問にお答えします。

エアコンをつける場合は公共施設整備計画というのがありますので、その中でしっかりと協議をしていきたいと思います。昨日、6番議員も言われていたんですけども、19校全てをこの10年でやるというのは相当厳しいかなというふうな気がします。

その中でまずやらなアカンことは、優先順位を決めて、どこからやっていくのかというような基準もつくりながらやっていきたいと思いますし、当然コストパフォーマンスも大事なんで、そこについては特別教室を優先さ

せるという話があるんですけども、できるだけ特例交付金がある間にできるところはやってしまいたいと思うので、別枠で考えていけたらなということもあって、財政課も入れた形でしっかりと協議をしていきたい。文部科学省に職員を送っていますので、国の情報をもっと取って、情報提供、今、文部科学省でどんな話がされているのかというのも随時、教育部長には送れとは言っていますので、そういう情報をしっかりと取りながら、学校の優先順位も含めながら、どこからやっていくのか、どういうやり方でやるのか、どういう仕様にするのかというところをしっかりと詰めた形で、できるだけ早期に対応していきたいなというふうに思います。

交付税で入ってくるという話は色がついていないんで、入ったかどうか分からんようなケースもあるかなとは思いますが、交付金がある間にできるだけ避難所として使う学校、子どもたちが快適に授業を受けられる環境をつくるということは大事なことだと思いますので、できるだけスピードアップをしながら取り組んでまいりたいと思いますので、またご理解よろしくをお願いします。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ありがとうございます。

本当に前向きに取り組んでいただけるということで、子どもたちや地域の皆さまのためによりよい学校体育館への空調整備を進めていただくようお願いいたしまして、一つ目の質問を終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種の期限延長に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（久保雅裕君）登壇〕

○健康福祉部長（久保雅裕君）子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種の期限延長につ

いてお答えします。

一点目の子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種の本市の現状についてですが、令和6年4月当初の接種率は、1回目接種が31.2%、2回目接種が28.9%、3回目接種が26.4%でした。その後、7月末に最終の接種案内を実施したことで徐々に数字が伸び、9月の段階では、1回目接種が38.9%、2回目接種が31.9%、3回目接種が27.9%となりました。

さらに、国の接種期間延長の決定を受け、令和7年1月に未接種者全員に対して期間延長の再案内を実施したところ、1月末現在で1回目接種が47.1%、2回目接種が44.7%、3回目接種が31.3%と着実に接種率は向上しています。

次に、駆け込み接種のワクチンの不足についてですが、駆け込み接種については、キャッチアップ対象者に対する助成終了が本年3月までであったことから、遅くとも令和6年9月には1回目の接種をする必要があります、それに遅れた方の問合せは数件ありました。

また、ワクチン不足については、全国的には接種できない状況があったようですが、本市については希望する病院での予約枠が空いていないなどの事例はありましたが、他の病院で対応できたため、ワクチン不足による接種ができない状況は発生していません。

二点目の本市の取組みについては、令和6年度が本事業の最終年になることから、未接種者に対し、令和6年4月に1回、7月末には最終の接種案内をいたしました。期間延長が決定したことで、さらに1月には期間延長の再案内を未接種者に対して個別通知をしています。本市からの個別案内だけでなく、ホームページや広報等の案内のほか、医療機関にもお願いし、接種に関する問合せに対応していただけるよう努めてきました。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君、再質問ありますか。

2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ご答弁ありがとうございます。

本市のキャッチアップ接種対象者は何人いましたか。

本年1月に期間延長の案内を個別通知してくださった未接種者というのは何人いましたか。

確認ですが、このたび、1年間無料接種期限が延長されることを全ての対象の方に通知できているという認識で間違いないですか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）ただ今のご質問にお答えします。

無料で受けられるキャッチアップ接種対象者は、令和6年4月1日現在では2,838人でした。

本年1月に期間延長の案内を個別通知した未接種者は1,671人です。

おただしの中で、1年間無料接種期間が延長されることにつきまして、全ての接種者に通知できているかにつきましては、未接種者全てに個別通知をしてきています。また、広報とホームページの掲載もさせていただいておりますので、周知徹底はできているというふうに考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）重ねて確認なんですけれども、令和7年3月末に期間延長が終わる、今回、高校1年生、平成20年生まれの方も同様にその経過措置の対象となっていると思うんですけども、その方への個別通知もなされていますか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）こちらの対象

になる方につきましても個別通知を実施しています。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）次の質問に移ります。

さっきのご答弁で、本市においてワクチン不足による接種ができない、希望されているのにもかかわらずワクチン接種ができない状況というのは発生しなかったということで安心いたしました。

接種希望者が機会を逃さないために、個別通知以外にどのような対策というか工夫をされましたでしょうか。例えば駆け込み接種への対応とか、予約枠がない場合のほかの病院との連携とかというような点です。それはどのように行われましたでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）接種医療機関とは、問合せに対する市民の方への対応とかは常に連携を取っていますので、医療機関との情報連携はできておると思います。また、国においても、高校生とか大学生の年代につきましては、8月の夏休み期間に接種するという傾向があるという通知がありましたので、その辺の情報提供も医療機関のほうに通知しまして、接種がスムーズにいくようにというような対応もお願いしております。そういった市内の接種状況の把握というのは、本市においても行っておりました。

そのために、市民から市のほうへの直接の問合せに対しても比較的、接種状況のことについては答えやすく、他の医療機関を案内するなど、スムーズに実施できたというふうに考えています。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ありがとうございます。

期間延長、2段階あったと思うんですね。11月にもあったし、確定したのが1月で、半年延びる、1年延びるみたいな状況だったと

思うんですけども、その期間延長の案内もしっかりと個別通知していただくということもやっていますし、医療機関との連携ということで先ほどもお答えいただきましたように、きめ細かい対応ができているおかげで、キャッチアップ接種の接種率というのが、1月末現在ですけれども47.1%というふうに増えてきているという状況で、3月末まで駆け込み接種をさらに希望される方がいらっしゃると思うので、その対応をできるだけよろしくお願いしたいと思います。

一人でも多くの方が、将来、子宮頸がん罹患するのを抑えるために、接種を希望される方が漏れることなく今回の制度を活用できるよう、期間延長が終了するまで接種希望者への対応を重ねてよろしくお願い申し上げます。二つ目の質問を終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目3、エレベーター内に防災チェアの設置をに対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（中岡勝則君）登壇〕

○総務部長（中岡勝則君）エレベーター内に防災チェアの設置をについてお答えします。

本市が管理する主たる施設のエレベーターは、本庁舎に1基、保健福祉センターに2基、教育文化会館に2基、産業文化会館に1基、公民館に2基、市民病院に11基の計19基あります。

エレベーターを必要とされる方は、主に身体的ハンディキャップのある方や高齢者です。車椅子を利用される方への配慮として、後ろ向きでもドアの開閉やフロア状況を確認できるよう、エレベーター内に大きな鏡が設置されています。また、市民病院では、車椅子や点滴カートが必要とする方の利用のほか、ベッド搬送やストレッチャー利用の業務もあり、患者の安全性や業務の円滑化を考慮する必要

があります。

エレベーター内への防災チェア設置については、これら配慮すべき状況や必要性等の検討を踏まえた上で、収納備品の調整を含め、実現できるよう取り組んでまいります。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君、再質問ありますか。

2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）実現できるようにということで前向きなご答弁を頂いておりますが、ここでエレベーター内の防災チェアってどんなものなんかなというのもあると思うので、モニターを使います。

エレベーター内に防災チェアの設置をということで、これは昨年11月に和歌山市のエレベーター内に設置された防災チェア、防災グッズです。本庁舎のエレベーターに、左のほうの椅子型のちょっと大きめのやつなんですけども、左の椅子型が4基、右の省スペースと言って、場所を取らないような隅っこで、三角ベースみたいに設置できるような形のが4基設置されたということで、中に防災グッズというのが入っている形です。

次に、防災グッズの内容ということで、中身なんですけども、発電機、多機能ラジオ、それからケミカルライト、非常用食糧、非常用飲料水、救急セット、ホイッスル、ブランケット、ビニール袋、トイレトペーパー、消臭剤、便凝固剤などということで、これは閉じ込められたときにトイレをしっかり使えるようにということで、そういう防災グッズが入っています。モニターありがとうございました。

いろいろ条件はあると思うんですけども、エレベーターの中の鏡とかというのが何でついているんか分からなかったんですけども、車椅子の方とかをちゃんと配慮するためにあるということもすごく勉強になりまして、よ

かったと思います。その鏡を邪魔することのないように、今回、前向きに実現していただけたということになっていると思うんですけども、ほんまに実現させていただけるということなので後はお任せするんですけども、一つだけ確認させてほしいです。

これから防災チェアとか省スペースのほう、どっちとか分からないんですけど、購入される際に、セットやったら中によく入っているやつがありますよね。防災のリュックでもえらい高いの。中身だけ見てみたら自分で用意できるみたいなやつがあると思うんで、今回、防災チェアを購入される際のコストを抑えるという意味もあって、中の備蓄品というのは市のほうで用意できるものでしょうか。あと、防災チェアの中身はどのようなものをお考えでしょうか。

その点だけ確認させてください。

○議長（森下伸吾君）危機管理監。

○危機管理監（大岡久子君）お答えいたします。

防災チェアの設置にあたりましては、長時間の閉じ込めを想定した形での備品の調達というのは必要かと考えます。私どもで備蓄をしている物資の中で使っていただけるものは使っていただくという方向で進めてまいりたいというふうに思っているところですが、現状考えられるのは、水、ライト、トイレ処理セットなどがございます。ですので、エレベーターをご利用いただく皆さまに安心を提供できるような備蓄品というのを、施設管理者のほうに提案してまいりたいというふうに考えております。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ありがとうございます。

エレベーターを利用していただける方、そこに防災チェアがあったら、これ、何やろうという感じで防災意識も高まるというふうに

思いますので、どうかこれから整備のほうをよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君）2番 板橋君の一般質問は終わりました。

この際、10時30分まで休憩をいたします。

（午前10時17分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番7、13番 田中君。

〔13番（田中和仁君）登壇〕

○13番（田中和仁君）皆さん、こんにちは。

様々なニュースを目にします。皆さんは何を注目されていますか。私は先日、トランプとゼレンスキーの口論、私のユーチューブに、なぜかあればかり出てきますので、あればかり見ているんですけども、基本は分かち合いたい、分かち合いたいというところの食い違いなのかなと思います。この時間につきましては、非常に分かち合いたいという思いの下、和やかにいきたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

一つ目、特定健診とがん検診の受診率について。この場合は国保の特定健診を指します。

特定健診は40歳以上の人を対象に、生活習慣病の予防や早期発見を目的としています。国が定めた基準に基づき、特にメタボリックシンドロームのリスクを評価し、肥満や内臓脂肪の蓄積を把握することで、生活に改善を促すよう検査が行われています。症状が現れる前に病気を発見することは、早期の治療効果や医療費の削減につながります。

国は特定健診を健康政策の一環として位置

づけており、国民全体の健康を向上させるための取り組みの一つで、社会全体の医療負担を軽減することが期待されています。

また、がん検診を受けることで早期発見につながれば、治療の選択肢が広がり、患者本人の様々な負担やがんによる死亡率を低下させ、その結果、多くの命が救われています。

このように非常に重要な役割を持つ特定健診とがん検診ですが、現在の受診率と課題をお尋ねします。

二つ目、地域通貨（H a s h i - m o）の運用について。

地域通貨は、地元経済を活性化し、地域コミュニティの強化等も期待されることを想定した施策と考えます。現在の評価と今後の運用についてお考えをお尋ねします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君の質問項目1、特定健診とがん検診の受診率に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（久保雅裕君）登壇〕

○健康福祉部長（久保雅裕君）特定健診とがん検診の受診率についてお答えします。

まず、本市の特定健診の受診率ですが、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度は31.3%まで低下しましたが、令和5年度は38.4%と回復してきたところです。和歌山県平均は38.2%であり、県内では14番目の受診率となっています。

市では、受診率向上のための受診対象者への受診券の早期個別発送、未受診者には年度途中にはがきによる受診勧奨通知、さらには電話による受診勧奨等を実施し、受診勧奨・啓発による未受診者対策を実施しています。

課題としては、未受診者には通院加療中の方が多くことです。そのため、医師会・薬剤師会に依頼し、市が作成した受診勧奨チラシ

やポスターを医師・薬剤師から直接配布・掲示していただき、医師等からの働きかけも行っていると思います。

次に、がん検診の受診率ですが、最新の国の報告では、本市の令和4年度の国保加入者で69歳以下のそれぞれのがん検診受診率は、胃がん21.5%、肺がん27.3%、大腸がん25.3%、乳がん25.4%、子宮頸がん18.9%となっています。和歌山県平均は、胃がん16.4%、肺がん17.9%、大腸がん17.1%、乳がん19.6%、子宮頸がん17.1%で、県内では胃がん14番目、肺がん8番目、大腸がん8番目、子宮頸がん16番目、乳がん13番目の受診率となっています。

市では、がん検診の受診率向上のため、受診対象者への受診券の個別発送や、対象年齢の方への乳がん・子宮頸がん検診無料クーポンの送付及び利用勧奨、大腸がん検診不定期受診者に対する受診勧奨を実施しています。

課題としては、がんは早期発見・早期治療を行うためには定期的に検診を受けること、また、健診の結果、要精密検査となった場合は早期発見のため改めて医療機関において精密検査を受けることが必要ですが、検診受診率や大腸がん検診精密検査受診率は低いことが挙げられます。そのため、がん検診の啓発や精密検査の受診勧奨を実施しているところです。

特定健診・がん検診のいずれにおきましても、引き続き受診勧奨と啓発を強化し、受診率向上に努め、生活習慣病予防と疾病の重症化防止に取り組んでまいります。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君、再質問ありますか。

13番 田中君。

○13番（田中和仁君）答弁ありがとうございます。

特定健診のほうは約38%、それからがん検

診のほうは二十数%ということで、国が進める目標値としている数値は60%、両方とも60%なんですけども、なかなか受診率が上がっていないよ。受けてほしいよとか、これは大事ですよというところで、方向は全く私と一致しているところでございまして、いろいろとご苦労いただいているというのが分かったところです。

様々な質問を再質問させていただきたいと思うんですけども、最近を受診しましたらマイナンバーカードというのを健康保険証に使っております。特定健診、がん検診というのは受診券という紙を使って運用されているんですけども、受診券を紛失した、それからまた持ってくるのを忘れたということなど、紙の運用で困ることがあるんです。私も取りに帰ったりしたことがあるんですけども、マイナンバーカードにその年の特定健診やがん検診の受診券というのを保存することはできませんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）現在、マイナンバーカードの運用はそこまで至っていないのが状況でございます。今後、自治体DXの推進において、そういったマイナンバーカードを使った特定健診やがん検診の受診券というのは付与されてくるかとは思っておりますけれども、現在のところはマイナンバーカードを利用して受診ができるという状況にはなっておりません。

以上です。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。

国のシステム利用の話なので、市に言ってもということだと思います。

受診しますと、全ての医療情報を提供することに同意しますか、で、はい、同意しますと私も押しているんですけども、何を同意し

ているのかよく分からないんです。すごくドキドキしませんか。全て同意するんやと思いつながら、私、押しているんですけども、どんな情報がマイナンバーカードには入っているのでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）医療機関においてマイナンバーカードのセンサーというか、仕組みを利用して同意する場合に、一つは限度額認定証というのが各保険者によって交付されるんですけども、この限度額認定証というのはその個人の高額療養費の上限額を示すということで、これまではその都度その都度、保険者のほうに申請をしていただいて、カードとして持っていく必要があったんですけども、その同意をすることによって、まず限度額認定証の金額が医療機関において分かるということで、入院時などはその上限額で処理されるということになっています。

もう一つは、受診状況の同意ということでございます。一つは、どこの医療機関にいつかかったかという情報と、それから調剤の情報というのが書き込みされておりますので、その情報を受信した医療機関に提供するというところでございます。

以上です。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。

薬局へ行きますと、マイナンバーカードをスキャンしているのに、「お薬手帳ありますか」と聞かれるんですね。「ここに入っているんじゃないんですか」と聞くと、「大分遅れて入ってくるので反映されていない。昨日、今日のやつは入っていない」と。何か月もかかるということですよ。タイムラグがあるんで、お薬手帳だと、はしご受診という言い方が正しいかどうか分かりませんが、次々と同じような受診をするというチェックは今の

ところできないということですよ。ありがとうございます。

そしたら、スライドをお願いいたします。これは各市町の特定健診・がん検診をまとめたものです。まず、橋本市の国保特定健診・がん検診ですね。特定健診は40歳から74歳、料金のほうは500円になっています。それからがん検診のほうは、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、マンモグラフィー、子宮頸がん、脳ドックというのがあります。値段も年齢によって500円、1,000円要るもの、様々分かれていますということが分かると思います。

次行くと、橋本市続き、肝炎ウイルス検査は特定健診に含みます。若年者健診もあります。ただし、令和6年度でいうと10月27日、1日だけということですね。ちなみに何の日だったかなと振り返りますと、衆議院議員選挙の日、ナチュラルブレイクと重なっている。年にワンチャンスしかなかったというところで、もうちょっと欲しいなと思いました。

次行きます。かつらぎ町。黄色いところが橋本市よりいいなと思うところなんですけど、無料なんですね。全部無料なんです。特定健診もがん検診も全部無料。それと、前立腺がんの検査が入っています。これも無料。ちょっとよく見えるんですよ、隣の柿は赤いと言いますが。

次行きます。高野町。高野町も説明すべきところはやっぱりここなんですね。全部無料なんです。失礼、乳がんの検査は橋本市よりちょっと高かったです。前立腺がんの検査も用意しています。それから肝炎ウイルス検査、これは5歳ごとにしてくれています。あと気になったのは動脈硬化検診、1,000円。個別健診で特定健診を受けた方は無料になっている。これは特徴がある。

そして九度山町。これも全部無料なんですね。

スライドを終わってください。

橋本市よりも特定健診・がん検診の受診項目がほかの市町のほうが多くて、市民思いに見えるんです。いかがでしょうか。特に、腫瘍マーカーの部分はがん検診のオプションとして、市と病院があらかじめ協定を組んでいる自治体が増えてきているんです。お願いいたします。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）他市町の取組状況と橋本市の状況が異なるということですが、本市におきましては、まずがん検診につきましては、国のがん検診の指針に基づきましてメニューを提供させていただいているところでございますので、その他の検診についてはまだまだ研究段階ということで、うちのほうはその辺は導入していないということです。

また、無料と有料の違いにつきましては、確かに特定健診におきましては、県下でも有料のところは少ないということで、県のほうからも無料にしないかというような働きかけもございますけれども、うちのほうでも特定健診の受診率というのは、30市町村のうち中盤辺りにいておるんですけれども、無料にすることによって飛躍的に受診率が上がるということでもございませんので、これは最後の手段かなというふうに思っております。

それから、がん検診につきましても、検診の費用というのは医療機関に払うわけでございますけれども、その対価として市はほとんどお支払いするんですけれども、そのごく一部を利用者の負担ということで求めているものでございます。

もう一つが腫瘍マーカーの件でございますけれども、腫瘍マーカーにつきましては、そ

れをもってがんであるとか、その辺は確定できないので、ほかの検査と併せてやることによって腫瘍マーカーの検査が生きてくるということでございますので、それをもってがんであるかどうかという判定はなかなかしづらいというふうに聞いておりますので、メニューの中には入っていないということでございます。

以上です。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。

特定健診は実際1万円程度かかってしまうという中で、500円負担いただいているのは大して大きくないのではないかな。それと、無料にしたからといって受診率が上がるわけではない。そのことも分かってはいるんですけども、これだけ流れになっていると、スライドをお願いします。

これ、和歌山県のホームページ。40歳になったら特定健診、無料で毎年、受けられますと書いてあるんですね。書いてしまっているんです。40歳から74歳。※一部保険者（市町村等）では少額負担があります。何ということでしょう。一部に入っているんです。和歌山県に電話してみました。橋本市と日高川町と由良町。最後の三つになってまいりましたんで、この流れは止められないか。無料で和歌山県はやっていますと書いてしまっていますので、橋本市もどうぞご一考いただきたいというふうに思います。スライド、結構です。

それから、腫瘍マーカーの件はもちろんこれだけで判断するものではないんですけども、映像とレントゲン、プラス腫瘍マーカーとか、使い方として非常にお医者さんは気になっていて、これはやっぱり有効やでと言うお医者さんも多いです。市町として準備しているところもたくさんあります。

例えば岩出市では、腫瘍マーカーは前立腺、

消化器がん、それから胆のうがん、肝細胞、C A125って卵巣がんとか、甲状腺ホルモン。全部オプションとして準備しております。選べるようになっていきます。メニューが多いほうが市民思いというか、力が入っているなというふうに見えるんです。

橋本市もしていただいているのは脳ドック、こっちのほうをしていただいている。オペレーションがしにくいのかなと思ったんですけど、特定健診をまだ受診していない方で国民健康保険課に申込みをすると、市民病院で1万円で脳ドックを受けることができます。市民病院に直接申込みはできないんですね。これについては改善できないでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）脳ドックの受付事務を市民病院にというところのご提案ですけれども、まず脳ドックにつきましては、6月頃から始まって翌年の1月頃に終わると思うんですけれども、この長い期間で予算的にいえば180名の国保の被保険者を脳ドックのほうにご案内させていただくということで、受診日が抽せんによって、先に当選した方からお声がけさせていただいている状況です。そうこうしている間に国保の被保険者から社会保険とか後期に移ってしまう方が中にいらっしゃいますので、後期に移行する方については順番を繰り上げて受けていただくこともございますけれども、そういった受診日当日に国保の資格の受診確認をする必要がありますので、できるだけ受診の順番が来たときは国保の資格を確認する必要があるというところでございます。

それから、国保の滞納があれば脳ドックの受診資格を失ってしまいますので、その辺の確認もあります。この辺の滞納情報というのも、市民病院には直接お伝えすることができませんので、本市におきましては直接、保険

年金課の事務職員が受診調整のほうを行って、市民病院の担当部局のほうに「この方が行きます」というご案内をさせていただいています。これはかなり前からということになっておりますので、今後もその必要があるかなというふうに思っております。

市民病院での申込みをしていただくと、住民とのやり取り、それからまた市担当部局のやり取りが一手間増えますので、双方の事務負担の軽減にということで今の状況をさせていただいています。

以上です。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）国民健康保険料の完納ですとか、資格喪失をしていないかという市役所側の手続きが必要なことでワンクッション、国民健康保険課に申込みをするようになっている。市民からすれば市民病院に直接申込みをしたいというのが、当然、こういうことになるのかなと思うんですけれども、ほかの市町を見ると、直接病院に申込みができているんですよね。

スライドをお願いします。これは河内長野市なんです。特定健診無料というところがあるんですけど、国保人間ドックというのがそもそも準備されています。基本1万5,000円。オプションをつけることができ、追加項目をどんどんつけていくと最大1万円。結局、最大で2万5,000円で、マックスの人間ドックが国保で受けられるんです。

説明しますと、共通項目は特定健診の項目を含んで国保人間ドック基本1万円。腫瘍マーカーですとかこういうのが含まれていますよ。追加項目は、いわゆる脳ドックの部分、頭部MRIと頭部CT、これは病院による。それから胸部のCTですね。ピロリ菌、甲状腺ホルモン検査等々がある。胃内視鏡があるということです。

これをどうされているかという、病院ごとに検査項目が違うので、ちゃんと協定を組んであるんです。この病院ではこの検査をしますよ、選んでくださいって。この病院ではこの腫瘍マーカーをやりますよって。この部分は病院ごと、お医者さんごとに、あのマーカーを見てもしゃあないぞとかというちょっとずつ違う認識があるんですね。偽陰性とか偽陽性とか、かかっていないのにかかった数値が飲んでる薬によって上がるとか、そういったことを嫌うお医者さんがおって、病院ごとに、うちはこれをやるというのがばらばらになっている場合は、この河内長野形式であらかじめ協定を組んでもらって、市民が直接この病院に予約を入れるというものです。

費用負担も、人間ドックって結構高いじゃないですか。6万円とか、フルにやったら10万円とかいうのもあると思うんですけど、ここも自己負担額を上限切って受けられるようにしているんです。これは市民にとって非常に分かりやすく、市として非常に健康に力を入れているというのが分かりやすいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）まず、人間ドックと脳ドックの違いがございます。人間ドックは特定健診を含む生活習慣病等の検査と、それから、がん検診とかという部分の検査を併せ持つものでございまして、脳ドックは脳に焦点を絞って病気の前兆となるようなものがないかを調べるということで、脳梗塞の後や脳腫瘍の大きさなどを見ることができるといことで、若干目的というか、検査のところが違うということでございます。

河内長野市が今ご紹介していただきましたけれども、その辺、直ちに次年度からすることはできませんけれども、他市の状況を見な

がら、そういった簡便的に市民の皆さまが病院にアクセスして受けれるかどうかというのは、今後、調査研究をしていく必要があるのかなというふうに思っております。

ただし、ドックの人数には限りがありますので、希望される方全てを脳ドックにご案内することもできませんし、また、受け手側の市民病院のほうでもキャパシティーの問題もありますので、その辺の連携とか、それから受診の対象をどうしていくかというところはまだまだ課題があると思っておりますので、今後、できるところはしていきたいと思っておりますけれども、なかなか難しいところもあるのかなということで、調査研究ということでご回答をさせていただきます。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ぜひ調査研究していただきたいと思います。

スライドをお願いいたします。特定健診やがん検診を受けない理由、職場で受けられる、それから、日頃からお医者さんにかかっていますよ、忙しい、健康なので必要ない、人間ドックを受けている。これは何かと思ったんですけど、人間ドックを受けているので特定健診を受けていまして、そういうことかと思ったんです。人間ドックを受けたら特定健診内容が含まれているので、受診率にカウントできないんですかと聞いたら、それは病院にお願いしてデータを戻してもらわないとカウントできないので、病院窓口でデータを提供いただけますか、同意いただけますかというワンクッションを置いて、人間ドックを受けた人をお願いをして、データが戻ってきたら特定健診を受けた扱いにできるよという煩雑なものがある。河内長野形式でしたら市と協定を結んでいますので、これは受診率に含まれているので、この9.8%はかなり減んじゃないかなと思います。

勸奨という、受けてくださいよという電話とかはがきとか一生懸命やってくれていると思うんですけども、結構大変だと思います。橋本市の場合は、プロポーザル形式で5社、6社申込みをされて、最適な会社を選んでいただいています。必要な行為なんですけども、これによって受診率がどれくらい上がるかというのはもう一つ不明なんですけども、かといって受診勸奨のはがきとかを直営でやるというのは無理だと思いますので必要だとは思っています。

ここ、どうかなと思ったのが、医療機関にお願いして、受けてくださいねということをしていると思うんですけども、例えば何かの病気があってお医者さんにかかったときに、お医者さんが「特定健診はやりましたか。がん検診はしていますか」と声をかけていただくと。「予約して帰りよ」と言っていただく。これだけのことなんですけども、なかなか伸びていかないんですけども、病院と委託契約をして勸奨のお願いをするということではできませんか。例えば今現在、名簿ってお渡しすることができないと思うんですよ、病院に。この人の勸奨をしてくださいと。特定健診、がん検診のスカウトをしてくださいって名簿をお渡しすることはできないと思うんですけども、前回、前々回受けている方であれば、その名簿って委託契約すればできるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）まず委託契約の件につきましては、また契約を結ぶと、特定健診の検査費用に加えて、成功報酬としていくらか乗せていかなんという話が出てくるとは思いますので、その辺の財源措置が必要となってきます。

もう一点は名簿というところなんですけれども、国保の加入者でいうと40歳以上では

8,000人ぐらいおるのかなとは思いますが、その辺の方についての名簿提供をしていくのはやはりリスクが高いということだと思います。「あちこちの先生から私に声かけられるんやけど、何で知っとんね」というような話も出てくるかと思いますが、そこは例えば過去にA病院で受けた特定健診の方がいらっしゃったら、次年度もあなたは受けませんかというのは病院内でも共有できることかなとは思っておるんですけども、やはり個人情報をもとの医療機関にというのはなかなか難しいのかなというふうに思っています。

そういったことで、現在は医師から「特定健診を受けていませんか」というところの働きかけをしていただいて、「まだよ」という話であれば、「じゃあ、受けてみるかい」という話に今はなっているんですけども、あともう一つは、血液検査とかは通常医療機関では定期的に行っていただいておりますと思うんですけども、身長、体重も併せて行っていただいているんですけども、腹囲、おなか周りを測らせてよという部分になってくると、やはり恥ずかしいとかその辺が出てきますので、拒否される方もいらっしゃるということは聞いております。ご提案の委託契約につきましては、非常に難しいのかなというふうに思っている次第でございます。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）質問と食い違いがありましたのでもう一回説明するんですけども、前回ここで受けたんで、ここでもう一回受けてくださいよという意味で、全員の名簿を全病院にお渡しするという意味ではなかったんです。勸奨についてはそういう切り分けが必要なんかなって。全員の名簿を勸奨の外部委託するんじゃなくて、その病院はその病院でお願いして、残った受けていない方は外部委

託の方をお願いすれば切り分けできていくのかなというふうに考えての質問でございました。

市民病院について質問したいと思うんですけども、市民病院の特定健診ですけども、女医を配置してほしいという声があるんです。いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）女医の雇用に関しまして、今現在、健診センターにおきましては男性医師のほうで1名で健診センターのほうの業務を担っておるところです。過去においても女医の雇用についてのお話といえますか、ご要望というのが実際ございました。病院のほうといたしましても、女医のほうの雇用については、これまでも検討をしてきたところでございます。

今後も引き続きこの雇用に関しましては、今後の病院の経営状況も踏まえまして、健診枠とか、いろいろ検査枠がございますので、そういったところでいかに効率的に健診業務を行っていきけるのかという観点も含めまして、調査研究をしながら雇用のほうにつなげていければというふうに考えます。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ぜひお願いします。

市民病院は人間ドックとか前立腺がん検診とかをされているんですけども、がん検診のオプションでこんなんありますよというような営業というか、紹介というかをされていますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）営業というのは特にやってございません。ホームページのほうに病院での健診事業、こういったオプションがあります、人間ドック、こういった検査項目があります、脳ドック、こういった検査項目があります、そういったのを掲載さ

せていただいておりますので、健診をご希望される方に関しましては、ホームページのほうをご覧になっていただいた上でお申込みいただくというふうな流れになっております。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ぜひ積極的にお願いしたいと思います。

それから、スライドをお願いいたします。健康診断の特定健診やがん検診のインセンティブというポイント付与、それからグッズが当たるよという特典みたいなものです。橋本市の場合は健康グッズ、血圧計、防災用品など、それから推進ポイント1,000ポイント。特定健診を受けたらこんなんが当たるよというものがあります。

これは見なくてもいいんですけど見てしまうんですね。河内長野市、初回6,000ポイント。府3,000ポイント、市3,000ポイント。わー、すごい。2回目からは4,000ポイント。結構くれるんですね。

五條市は、40歳でクオカード5,000円分、以降3回連続受けると5,000円のクオカード。大きなニンジンがぶら下がっています。

それから岩出市、これはかわいらしいのでコメントを控えたいと思うんですけど、特定健診を受けると20ポイント頂けます。

これらのことを考えて、他市のほうがよく見えるんです。強化されてはいかがでしょうかという質問です。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）他市のポイントを見ると非常に魅力的なものだなというのは思いますが、それが直ちに行動変容に移るかどうかなというのは難しいところがあるかと思っています。本市におきましても、先ほどご説明がありましたように、未受診者対策の受診率向上のところで商品をご用意させていただいている中で、ハッピー賞の中でH a s h i

ーmoポイント1,000を付与しておるんですけれども、なかなかポイントを付与していくということになりますと事務のほうも増えますし、それから、予算的にも財政部局との交渉ということも出てきますので、すぐに導入というのはなかなか難しいかなとは思っております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。

特定健診・がん検診は、早期発見をすることによって、国保財政が最終的にはたくさんの医療費がかかって保険料が上がるという循環を未然に防ぐという意味で、早く受診してよというのがゴール地点だと思います。これこそが国保財政を救うんではないかというような気持ちで質問をさせていただきました。

一つ目の質問を終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、地域通貨（H a s h i - m o）の運用に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（井上稔章君）登壇〕

○総合政策部長（井上稔章君）地域通貨（H a s h i - m o）の運用についてお答えします。

橋本市デジタル地域通貨（H a s h i - m o）は、市内経済循環の向上や地域行政課題の解決の促進、デジタル推進などを目的に、令和5年度から導入しています。

令和5年度は、プレミアムつきデジタル商品券や、子育て世帯生活支援給付としての活用をはじめ、H a s h i - m oの浸透を図ることとしました。令和6年度からは、新たに地域課題や行政課題の解決の促進を目的とし、ボランティアや講座、イベントへの参加に対するさんかくポイントを、特定健診の受診、

生ごみリサイクルなど各施策の推進にあたり推進ポイントを付与し、また、転入夫婦新築住宅取得補助金の一部についてもH a s h i - m oで交付するなど、活用事業を広げてきたところです。

H a s h i - m oの現在の評価ですが、プレミアムつきデジタル商品券事業では、令和5年度、2億716万9,667円、令和6年度では2億3,874万2,733円の利用があり、地域内消費が促進され、市内の経済循環の向上へ寄与していると考えています。また、さんかくポイントでは、ボランティアや講座に参加いただき、現在約50万ポイントを発行しており、地域課題の解決の促進のための一つのツールであると考えています。

今後の運用についてですが、令和7年度では、推進ポイントとして、新たに自動車運転免許の自主返納や生活支援・移動支援の活用活動、空き家バンクへの登録、議会だよりでの読者プレゼントなどの拡充を予定しています。

現時点での登録者は、市民の約3割の方が登録していただいておりますが、アプリの導入などが難しいという声もありますので、引き続きアプリの導入支援、H a s h i - m oカードの登録に取り組むとともに、利用者アンケートを行い、さらに改善することで、より多くの方に使ってもらえるH a s h i - m oをめざしたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君、再質問ありますか。

13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。

地域通貨（H a s h i - m o）の取組みですけれども、非常に魅力的というか、同僚議員も質問いただきましたけれども、わくわくする非常に可能性を秘めた取組みではないかと期待しているところです。

再質問ですけども、H a s h i - m o の運用コストを教えてくださいませんか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）H a s h i - m o の運用コストでございますが、基本的にはシステム利用料、それからチャージ決済手数料、各店舗への精算手数料が必要となっています。

まずシステム利用料ですが、こちらはポイントの発行額に応じた形になっておりまして、0.8%から2.64%の重量課税となっています。

次に、チャージ決済手数料としては、クレジットカードですとかセブン銀行でのATMでのチャージ額に対して、1%から3.5%がかかることとなっています。

また、ポイント利用後の店舗への精算手数料としましては、年額156万円と口座振込手数料といたしまして、月々1店舗当たり200円がかかることとなります。これらを合わせますと、トータルでだいたいになりますが、約2,000万円程度かかっているのが、令和7年度で実施しますプレミアムつきデジタル地域通貨としてかかる運用コストとなってございます。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。

通常でしたら、チャージしたり、セブナイレブンの機械を使う、それから実際に買物をするときの手数料、それから店へ振り込むときの手数料、精算手数料、そういったものが今かかっていない。市が負担していただいているのでこのH a s h i - m o が回っているということで理解しました。

質問の意図は、もっと大きくできないかなというふうに考えたんです。流通量としまして、1人今年度で2万円プラス4,000円、通年で使う金額としては少し小さいのかな。一月で買物をされる方も多かったのではないかな

というふうに思います。来年度3万円に引き上げて、プレミアム分を合わせて3万6,000円になるんですけども、他市の取組みを見ていると、ふだんから使える、ふだんからチャージできるよというような運用があります。

スライドをお願いします。有名なところでいくと、神奈川県平塚市のひらつかスターライトマネーというのがあるんですけども、ふだんチャージして、買物をした分から1%だけポイントが戻りますよ。ふだんから使ってくださいよということですね。保有上限額が11万円。これは多分システム利用料で毎月100万円とか使われると、市の手数料の負担がものすごく大きくなるんで、そこまで使わんといえよという意味だとは思うんですけども、なっている。

スターライトマネーが面白いなと思ったのは、ふるさと寄附金の返礼ポイントが30%。ふるさと寄附金をする地域通貨のポイントが3割もらえるよ、地元で使ってくださいねという取組みをされている。ここはプレミアムつきは運用されていないんですけども、マネーのキャンペーンがあります。12月1日から12月13日駆け込み需要、このときだけ還元率20%、上限があって2万円分まで還元しますよという取組みがあるんですね。

今のところ橋本市は、プレミアムつきデジタル商品券をメインとしてされています。これに加えて、こういったチャージして還元ポイントで、それ以外でもふだん使いしてもらえますよという制度も考えられると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）議員今おただしの各市の取組み、いわゆる地域通貨の運用の方法というのがあるということは、現在、我々としても認識はしておるところです。しかしながら、スタートが今プレミアムつきデ

デジタル商品券というスタンスでスタートしているところもございますので、今後の運用に関してはまだ検討課題というような形で今は考えております。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）関連するんですけども、上限額を引き上げることはできますか。ふだんチャージする、使用する、それから還元率を幾つにするというところで、スライドをお願いいたします。これは板橋区の商店街振興組合連合会、それから板橋区商店街連合会が運用しているいたばしP a yなんですけども、こちらチャージに対して1%還元、年末は還元キャンペーンとして中小店は20%の還元、大型店は5%の還元、ここで差をつけているということですね。ポイントの上限が1万円なんですけども、どんどん使ってもそんなにポイントはくれないよという意味です。ここはプレミアムつき商品券は紙で区のほうで運用されています。

こういったことから、上限額というのを引き上げることはできませんでしょうか。費用ですね。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

一人当たりの上限額ということは、流通総額を上げるということにもつながってくると思います。この流通総額を上げるということにつきましては、まずは市で負担している各種手数料というのを加味しないと過大な支出ということになってしまいますので、そこは検討の必要性というものはあるんですけども、ただ一方で流通総額を上げるということは、市内で回るお金が、市内に落ちるお金が増えるということにつながりますので、総論としては必要なことかなとは考えております。

あと、H a s h i - m o で、今橋本市のや

り方としては、チャージのときにプレミアム分がつくという形で運用しておるんですが、システム上では還元方式ということも使えますので、それも含めて今後の課題というふうになってくるとは思います。

以上です。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）3月議会ということで丸1年ありますので、検討いただきたいと思います。

次の質問です。H a s h i - m o を使うことで優遇する商品ですとか、優遇する店舗、こういった取組みは可能でしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

H a s h i - m o を使うことで優遇する商品、店舗というところなんですけど、新しくH a s h i - m o 内で新しい機能ということで、各店舗が誘客する広告を出せるような、そういう機能が追加されておりますので、まずはそういうことを各店舗にお知らせさせていただきまして、各店舗での取組みから始めていこうかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）各店舗にアイデアを出してくれというんじゃなくて、市がこういう商品を用意してよというふうに動いていただきたいんですけども、例がありまして、さるぼぼコインって、スライドをお願いいたします。

岐阜県高山市・飛騨市・白川村、この辺りなんですけども、非常に特色があって、さるぼぼコイン専用商品というのがあるんです。夫婦が歌を歌います、2,000ポイント。私設図書館が使えます。これ、民家の書斎でした。幻のチャーシュー麺。これは地域通貨でしか

食べられない商品。これを市のホームページに載せて、うちの村、面白いでしょうと出しているんです。地域通貨しか使えないかどうか、そこまで限定するのかどうかは別にしても、お店にとっては特色ある、魅力ある商品づくりにH a s h i - m o が絡んでいけるチャンスであります。難しくは何もないんです。ご飯を大盛無料でも別に構わないんです。どれでいきますかというのをお店と市がコンタクトを取れるチャンスがここにあります。地元業者を活性化するのに非常に役に立つと考えます。

もう一つさるぼぼコインの特徴は、税金が払える。軽自動車税、普通車の税金、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、水道、下水道、保育料、窓口手数料、住民票とか、市民病院、美術館、体育館、公民館、クリーンセンター、これを使える。これ、飛騨信用組合の口座と連携しているんで可能だと思うんですけども、この可能性についてはいかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）まず店舗と交渉して、そういうような優遇するH a s h i - m o でしか使えないような商品を開発したらどうかということなんですけども、これにつきましては先ほど言葉足らずの回答になったんですけども、当然、本市としましては、各店舗と接する機会というのもたくさんあります、経済推進部としましては。この機会を通じてそういう商品を出してくれないかというところは、当然勧奨はしていきたいと思えます。

あと、今年、H a s h i - m o の取組みの中で、商工団体というんですかね、例えば商工会議所とか商工会というところで、H a s h i - m o を使った取組みというのを推進してくれることになっております。その中でも

そういうことができないかというのを検討いただけるように、市からも働きかけしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）後段の税金についてのおたただしですが、H a s h i - m o の目的は、基本的には壇上でも述べさせてもらいましたが、経済の活性化というところもございます。そういった意味で、現時点で税金等を支払えるようにというところは考えてはおりません。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）将来の拡張性という部分で、全国どうなっていくのかなと見ながら、可能性があれば、使いやすさにつながっていくのかなという質問でありましたので、また、検討いただけたらというふうに思います。

地域通貨につきましては非常に期待しております。デジタル、なかなか難しいという問題はあるんですけども、私としても非常に期待していい取組みだと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（森下伸吾君）13番 田中君の一般質問は終わりました。

この際、午後1時まで休憩をいたします。

（午前11時26分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番8、14番 南出君。

〔14番（南出昌彦君）登壇〕

○14番（南出昌彦君）皆さん、こんにちは。

今回は、市民の方からご意見のあった障が

い者の雇用についてということと、それから、地域振興策についてというくくりで、サイクルツーリズムによる観光強化についてというのを中心に質問させていただきたいと思います。昼一です。頑張ります。

それでは、議長のお許しを頂きましたので、通告どおり質問させていただきます。

障がい者の雇用についてということで、橋本市は一人ひとりのスキルや適性を把握して伸ばしていけるよう療育、それから教育から就労まで切れ目のない一貫した支援を図るとともに、多様な就業の機会や働き方を提供し、障がい者の雇用の促進と職場への定着を支援するとしています。

障がい者雇用について伺います。

1、橋本市の障がい者雇用の雇用率はどうなっているかお伺いします。

2、本市の企業等に対して、障がい者の雇用促進についてどのような働きかけをしているかお伺いします。

三つ目、本市は障がい者の雇用促進や雇用支援、障がい者理解に関する普及啓発をどのように取り組まれているかお伺いします。

大きな二つ目、地域振興策について。

本市の地域振興策について質問します。

1、サイクルツーリズムによる観光強化について。

2、杉村公園の有効利用について。

以上、壇上からの質問です。明快なご答弁よろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君の質問項目1、障がい者の雇用に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（久保雅裕君）登壇〕

○健康福祉部長（久保雅裕君）障がい者の雇用についてお答えします。

一点目の本市の障がい者雇用の雇用率につ

いてですが、現在の民間企業における障がい者の法定雇用率2.5%に対し、令和6年の和歌山県の民間企業における障がい者の実雇用率は2.78%となっており、全国で第7位、近畿では第2位となっています。

本市の実雇用率について厚生労働省和歌山労働局に確認したところ、市町村単位での公表は行わないとのことでしたが、橋本市を含む1市3町を所管するハローワーク橋本管内での実雇用率は、全国平均2.41%よりも上回っているとのことでした。

二点目の本市は企業等に対して障がい者の雇用促進についてどのような働きかけをしているかについてですが、求人説明会等で参加企業に対し、障がい者雇用を明記したパンフレットやチラシを配布し啓発を行っています。

また、市ホームページでは、和歌山県やハローワークなどの雇用全般の相談窓口の紹介を行い、市内企業が障がい者雇用を促進しやすい環境づくりに努めています。

今後、企業等から障がい者雇用に関する問合せがあった場合は、ハローワークなど関係機関と連携し、障がい者雇用の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、三点目の本市の障がい者の雇用促進や雇用支援、障がい者理解に関する普及啓発の取組みについてですが、福祉課では、就業に関する相談を受けた場合、相談者の現在の生活状況について聞き取りを行い、本人の意向を尊重しながら、障害者手帳の取得や、生活・就労に関するサービスの利用ができるよう、ハローワークや伊都障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、就労につながるよう取り組んでいます。

また、1市3町や県、ハローワーク、きのか支援学校、伊都障がい者就業・生活支援センター、圏域内の就労系の障がい福祉サービス事業所で構成する橋本・伊都地域自立支

援協議会の就労支援部会において、障がい者の就労に関する現状・課題について協議や求人情報の共有を行っています。

そのほか、本市ホームページの福祉課内に「障がいのある方の『働きたい』を応援します」と題したページの作成や、保健福祉センター内での障がい者の就労に関するポスター・パンフレットの掲示など、情報発信に努めています。

今後、令和8年7月には、民間企業における障がい者の法定雇用率がさらに2.7%に引き上げられる予定です。

引き続き関係機関や庁内関係部署との連携・協力をしながら、障がい者雇用の向上に向けた取組みを進めていきます。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君、再質問ありますか。

14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）答弁ありがとうございます。

今回質問させていただきましたのは、一般就労ということで働く意欲のある方が一人でも多く就職、雇用してもらえるようにということをお願いして、市に企業に対して働きかけをしてほしいよというふうな市民からの声がありましたので質問させていただいております。

そこで、再質問をさせていただきます。本市の障がい者人数、また、障がい者雇用義務の対象事業所、それからその従業員数、また、本市の一般就労の雇用人数の推移について、簡単に結構ですので、概要の説明をお願いします。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）まず、障害者手帳の発行数等につきまして、最近の手帳の発行状況も踏まえてご説明させていただきます。

各手帳の保持者数というのは、令和6年3

月末現在で、身体障害者手帳が2,454人、療育手帳が600人、精神障害者保健福祉手帳が716人の合計3,770人となっております。重複されている方も中にはいます。構成比で見ますと、身体障害者手帳が概ね65%、療育手帳が概ね16%、精神障害者保健福祉手帳が19%というような構成になっています。

令和元年以降の総合計で言いますと、手帳の発行数の推移ですけれども、3,891人、3,761人、3,862人、3,834人、3,770人と増減を繰り返しており、身体障害者手帳は若干減少傾向、それから、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳が増加傾向となっています。

また、年齢別で見ますと、身体障害者手帳では65歳以上の方が78%を占め、療育手帳では18歳から64歳までの人が70%を占めています。また、精神障害者保健福祉手帳では、18歳から64歳までの人が79%を占めているというような状況です。

また、令和6年4月1日から本年1月までの手帳の発行の傾向ですけれども、身体障害者手帳の発行は224人、1級、2級の重度が96人、3級、4級の中度が93人、5級、6級の軽度が35人となっています。また、障がい種別は、肢体不自由者が93人、心臓障がい者が54人、膀胱・直腸障がい者が20人の順と多くなっています。65歳以上の発行が166人ということで、こちらのほうは74%を占めています。このことから、身体障害者手帳は65歳以上の重度の身体不自由者の手帳が多く発行されているというような状況です。

次に、療育手帳でございますけれども、73人が発行させていただいてまして、A1、A2の重度が9人、B1の中度が11人、軽度が53人となり、18歳以下の発行が51人ということで70%を占めています。このことから、18歳以下の軽度の手帳が多く発行されているという傾向にあります。

最後に、精神障害者保健福祉手帳では291人発行させていただいて、1級の重度が12人、2級が139人、3級が140人となっており、19歳から64歳までの発行が226人ということで、78%を占めています。このことから、青年期、中年期での重度、軽度の手帳が多く発行されているという傾向となります。

それから、市内の40人の企業の所在につきましては、橋本市のほうでは把握できていない状況にあります。

以上です。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）詳しい説明をありがとうございました。

今説明いただいたような状況であるということなんですけれども、ほかにも事前にデータを頂いておりまして、そこを見せさせていただきますと、本年度の一般就労の雇用人数は1月末現在で18人というふうな状況であるということも聞かせていただいております。

そこでなんですけれども、なかなか本市の実雇用率については分からないということでもよろしいのかなというふうに思うんですけれども、福祉課の職員の方々は本当に一生懸命仕事をしてくださっていると思います。ただ、橋本市の現状が分からないということになりますと、一生懸命取り組んでくれとる割には効果というか、そういうものも出しにくいかなというふうにも思いますし、また、本市の障がいのある方に対しても対応がなかなかタイムリーにいかないのではないかなというふうにも考えております。

ほかの自治体を調べてみますと、厚生労働省の事業所内公正採用選考・人権啓発推進事業の調査というのがありまして、これは県単位でハローワークで取りまとめとる県もありますし、自治体別に取りまとめをしている県もあります。だから、和歌山県は多分、ハロ

ーワーク単位で取りまとめをしているんだろうということになると思うんですけれども、多くの自治体は自治体独自で障がい者の関係するアンケートを取っていると。そして、その上で必要に応じて対策を講じているというところが、調べた範囲内では、そういうふうな取組みになっているのかなと思います。

本市独自のアンケート調査というのは、雇用人数であるとか、それとか対象の企業数、事業所数であるとかというのはされていないということなんですけれども、アンケート調査というのは一つもされていないというか、あまりそういう作業は、障がい者福祉についてはされていないのでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）障がい者雇用の関係のアンケート調査はしていません。それはなぜかといいますと、障がい者の法定雇用率というのは、障がい者の雇用促進法に基づいて、現在も40人以上の企業が40人に対して1人、100人なら2人というふうな法定雇用率2.5%を守るようにということで、ハローワークが全て所管しており、そのデータは厚生労働省に上がっていくということで、本市においてはその状況というのがつぶさに分からないということと、また企業名も分からないということでございます。

議員おただしの独自でアンケート調査をすることということですが、従業員40人というところの企業の抽出がまずできません。また、ハローワークが行う企業の指導、支援というのが、これは法律のほうで決められておりまして、そことの絡みもありまして、どうして市が独自で動くのかというようなことがあります。例えば企業から市が動くことによって、人的支援や経済的支援を期待していく企業も出てくるかもわかりませんし、40人以上の企業が国と一緒に今一生懸命障がい者

雇用に取り組んでいるところに、法的根拠もなく市が入っていくということで、企業からの混乱を招く可能性も高いということも考えられます。そのことでハローワークと企業との今までの信頼関係とかの悪化も懸念されますので、そこについては今のところはアンケート調査には至っておらないという状況です。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

障がい者の雇用促進法では、地方公共団体は自ら率先して障がい者を雇用するということは当然のことですけれども、雇用の促進、それから、福祉に関する施策を有機的に連携を図って取り組んでいくということが定められていますので、やはり自治体独自で取り組まんと、市民である障がい者の方の働きたいという気持ちを実現できるように結びつけにくいかなというふうに思います。

橋本市にもよく聞く企業名で言いますと、ユニクロであるとか、それとかスシローであるとか、誘致企業のNTNであるとかって、大手の企業もちょこちょこありますし、大手のスーパーもあると思います。それらの企業につきましては、多岐にわたる業務を障がい者の社員が担当しているというふうに思います。企業に対する障がい者雇用の促進策については、先ほど、40人以上の企業については分からないということなんですけれども、分からないで済ましてええんかなという気もします。その辺は一度また検討いただきたいなというふうに思うんですけれども、ただ、誘致企業、役所が必死で取り組んでくれまして、今、誘致企業も相当数誘致されていると思います。その誘致企業に対する障がい者雇用の促進という部分ではどのような対応をされているのか、お伺いします。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）南出議員のご

質問にお答えします。

誘致企業に関しましては、本市、奨励金等も出しておる、それから、いろんな情報を入れながら地元企業との交流ですとか、そういうようなことに活用していきたいという思いもありまして、アンケート調査というのをしております。その中で障がい者の従業員の数というの、障がい者雇用促進もございしますので把握しておるという状況になっておりまして、数字で言いますと、誘致企業46社、操業しておる企業があるんですが、のうち、12社で22名の障がい者雇用というところをされている状況でございます。

昨日、7番議員の市長答弁の中で、来年度予算でそういう雇用に関する冊子というのを作っていくというところで、少しでもそこに障がい者雇用の何かを入れれたらということで今後検討したいというふうに考えていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

誘致企業に関しては、そういうアンケート調査も取られているということなんで少し安心したわけですがけれども、40人以上の企業というのはなかなか市内でも数少ないと思います。しっかりと今の現状を把握していただくという意味では、将来的にはそういう部分の把握をしていただいて、障がい者雇用に関する対策を講じていただいて実行していただけるといふようなことにつなげていっていただきたいというふうに思います。

再質問をさせていただきますけれども、今、地方公共団体はですけど、5人以上の障がい者が勤務する事業所において、事業所に勤務する障がい者の職業生活全般の相談とか指導を行う障がい者職業生活相談員を選任することが義務づけられております。これは市単位

で選任して、取りまとめをされているんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）障がい者職業生活相談員、今おただしの中に、社員5人以上の障がいのある労働者を雇用する事業所は、障がい者の雇用促進に関する法律によって、厚生労働省の定める相談員の資格を有する者を選任し置くということになっております。これは5人以上の障がい者を雇用するところの企業でございますので、こちらにつきましても、本市のほうでは把握してございません。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）そしたら、本市の第3次障がい者福祉計画を見せていただきますと、このような取組みをすると書いております。障がいのある人、個々の特性に応じたきめ細かな相談等を行い、就労支援と雇用の促進を図りますというふうに書かれています。具体的にどのような取組みをされているんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）障がいのある方が就労の相談をできるように、橋本市では障がい者就業・生活支援センター、そして、障がい者相談支援センターを保健福祉センターのところに配置しております。これは1市3町で共同運用しているんですけども、各1市3町またはハローワークなどで、また障がい者の施設などで働きたいという方がいらっしゃいましたら、そこへ相談していただくことになります。市の福祉課でも受付をさせていただいて、就労意向があればそちらのほうにご案内しています。

障がい者の相談支援センターというのは、障害者手帳を取るかどうかとか、それから、障害年金を取っていかうとかいうその辺の

判断とか、いろんな相談、多岐にわたる相談をさせてもらっています。例えば障害者手帳を取ることによって、失業保険が通常の6か月から10か月やったかな、ちょっと期間が延びて、再就職までの期間の収入が一定確保できるようなというような説明もさせてもらっていて、利用していただける方もかなりおります。

それから、障がい者の就業・生活支援センターは、就職したい意向の方の、先ほども答弁させていただきましたように意向を聞いて、ハローワークと連携しながら、この人に合った適切な就職先をジョブコーチといいますか、一緒に同行しながらいろいろと企業を訪問して、就職につなげているというところです。長期の就職になるように、一月、二月という間隔で企業訪問もさせていただいて、企業側からの意見とか、それから障がい者の労働者の意見とかを聞きながら、よりよい環境づくりに努めているところです。

また、就業・生活支援ということで、生活に関する支援もさせていただいています。本人が自分の身の周りのことがなかなかできないような方も中にはいらっしゃいますので、生活の安定ということで生活支援のほうも併せて行っているということで、就職だけではなくて生活支援、それから相談支援、それから障害者手帳の取得、障害年金の申請とかいようなところのご案内もさせていただいているという状況で、個々に応じた寄り添った支援ということで就職に結びつけているところです。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

これまでの答弁を聞かせていただいておりますと、個々の障がい者の方に対する対応は精いっぱいやられているのかなというふうに思います。気になるのは企業に対する対応。

こちらが対象企業数も分からない、対象企業も分からないということの中でいえば、なかなか充実した取組みができていないのかなというふうに思います。ですので、企業ごとの法定雇用率の達成であるとか、個別指導とか、雇用促進策とかというふうな対応がなかなか難しいのが現状であるのかなというふうに思います。ただ、経済推進部長がおっしゃってくれましたように、誘致企業に関してはそういう対応もできるのかなというふうに考えます。

昨日、7番議員もおっしゃっていましたが、ただ、こういう地方都市ですんで、対象企業の絶対数も少ないというふうに考えられます。ですので、何をするにしても規模的にも小さい。面接会をするにしても対象企業が少ないわけですので、それに対する面接会であるとか、企業の見学会、そういうものも機会が少ないと思うんですけども、そういう取組みというのはされているのでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）企業説明会というのはなかなかご案内ができていなかったということで、昨日の一般質問においてもおわび申し上げたところでございます。情報提供ということが今後重要になってくるかと思いますので、例えば県の労働局のほうから下りてくる資料とか、それからチラシとかというのは、例えば就労支援部会での共有、それから各事業所への配布、それから、ホームページにチラシなんかもスキャンしながら一緒にみんなで見ていただけるような形を取っていきたいというふうに考えています。

また、ハローワークからもし企業説明会とかの会場提供とか、その辺の依頼があれば、福祉センターを利用していただくとかということで、ハローワークの後方支援というのもできるかなというふうに思っているところで

す。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）答弁ありがとうございます。

ハローワークのお手伝いというよりは、私が相談を受けた市民の方は「行政が一番相談しやすいんで、行政に頑張って働きかけをしていただきたいよ」という希望を持って相談に来られました。やはり対象企業が分かりますと、企業と支援機関の顔合わせであるとか、そういうこともできますし、その中で信頼関係が築いていけるというふうにも思いますので、その辺、今後の課題として取り組んでいただけたらなというふうに思います。

そこで、ほかの自治体の例を紹介しますと、先ほど述べたような面接会であるとか、それから雇用促進キャンペーンであるとか、企業が参加できるセミナーであるとか、いろんな取組みをされておるんですけども、私が橋本市やったらできるんじゃないかなというふうに思うのは、平木市長の顔を見ているとやっぱり福祉の平木市長かなみたいなイメージがあります。そこから考えますと、結構な全国的な自治体で取り組んでいるのが企業訪問です。企業に担当者が訪問する。さらには、結構な自治体がされているのが、市長自らが訪問して雇用をお願いするというふうな取組み。またさらには、市長とハローワークの所長が一緒になって企業訪問をして対応するというふうな取組みも結構事例としてありました。

そういうことで企業ごとに対応していけないと、先ほども話をしましたように、今年度は18名の一般就労ということですけども、対象者というのが軽度の障がい者の人数も相当数あります。頑張ったら働けるのかな、働きに行けるのかなと思っとる障がい者の方がたくさんおる中で18人。だいたいここ数年の数字を見ていると、15人から20人ぐらいの範

困でいたい就労されているとは思いますが、でも、たくさんの働くことに意欲を持っている障がい者の方がいますので、その辺の対応、企業ごとの対応も取り組んでいただきたいというふうな思うんですけれども、その辺はいかがでしょう。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）まず一点、雇用率を公表していないというところがございますので、その会社に市長を含め職員が訪問するというのは、なかなかハローワークとしても二の足を踏むのかなというふうな思いもあります。全般的に一般的なお話としては、企業訪問というのはできるのかなとは思いますが、これが福祉部局の施策なのか、労働部局の施策なのかというのも、私の中ではいまだに分からないところもあるんですけれども、広報とかその辺の啓発は進めていくとはさせていただくんですけれども、できるだけそういった機会を捉え、もし企業とお話しする機会があれば、障がい者雇用についても考えていただくような形では進めていくんですけれども、企業訪問を個別にというのはなかなか今のところは難しいのかなとは思っておるんですけれども。

以上です。

○議長（森下伸吾君）市長。

○市長（平木哲朗君）南出議員の質問にお答えします。

非常に大事な問題です。7番議員にもお答えしましたように、できるだけ雇用情報を探して、市内だけではなくて市外に情報を求めるということもやっていく必要があるかなと。企業誘致にしても、全て40人以上というわけではないので、本当に小さい会社もありますので、ただ、障がい者雇用については、民間企業により厳しいペナルティーがあります。そういうペナルティーに対して民間企業が、

40人以上の場合は雇用していかなあかんという認識はかなり企業の中では持っています。

その辺も含めて、私ども障がい者に対しての施策として今後雇用が確保できるように努めてまいりたいと思いますし、心配なのがA型がどんどんなくなってB型ばかりになってくる。低い工賃で障がい者を雇用する施設ばかりになってきて、A型が補助金の関係で経営できないというふうなこういう問題も、この間、厚生労働副大臣にもお願いしたんですけれども、A型をもうちょっと基準を緩めて、A型という工賃の収入が大きくなるような、そういうところでもより充実させていく必要があるのかなというふうにも思っていて、私、きのかわ支援学校の文化後援会長を充て職でやっているんですけども、きのかわ支援学校でも高校生の子の一般企業への採用が増えてきています。

こういうことも含めて、できるだけ情報を流しながら、障がい者雇用についてはより力を入れていきたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

市長のお言葉を頂きましたので、本当にこれから誰一人取り残さないということの中で市を挙げて取り組むということで、よろしくお願いしたいと思います。

一つ目の質問を終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、地域振興策に対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（三浦康広君）登壇〕

○経済推進部長（三浦康広君）地域振興策についてお答えします。

一点目のサイクルツーリズムによる観光強化についてですが、和歌山県では、WAKA

YAMA800サイクリング王国わかやまと銘打ち、総距離800キロメートルに及ぶサイクリングロードを整備し、サイクリストへ訴求しているところです。

本市においても、サイクルツーリズムにおける観光活性化を目的として、本市を自転車で周遊し、周遊時の写真を撮影したものをインスタグラムに投稿してノベルティグッズを獲得できるイベント、インスタ橋本ライドや、本市のオムレツ店とのコラボレーション企画として、オムレツ店7店舗以上を自転車で周遊し、オムピッピのスタンプを集めるスタンプラリーを実施しました。これらのイベントを通じて、本市の自然や食を楽しんでいただけたところです。

また、本市が委託し、一般社団法人高野山麓ツーリズムビューローが実施する事業として、自転車で市内を巡りながら夏の朝を楽しむおはようサイクリングや、はしもとサンタライドと題した親子向けのクリスマス用飾り作り体験を含むサイクリングイベントなども実施しています。今年度は地元の自転車愛好家の協力を得ながら、5回のイベントを実施しており、参加者との交流を生み出す場ともなっています。

さらに、サイクルツーリズムの促進として今年度から開始したレンタサイクル事業は、令和7年1月末時点で、延べ108台が利用されており、これらの取組みを通じて、本市を周遊しながら、地域の魅力を体験していただける機会を提供し、地域振興の一つに活用しているところです。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

〔建設部長（西前克彦君）登壇〕

○建設部長（西前克彦君）次に、二点目の杉村公園の有効利用についてお答えします。

杉村公園については、令和3年に杉村やすらぎ広場がオープンしたことによる相乗効果

もあって人気スポットとなっており、市内外から多くの人が来園されにぎわっています。

また、利用者が安心して利用できるよう、令和7年度に丸尾橋の一部改修を計画しています。さらに橋本商工会議所の協力により、杉村公園内の芝生広場から市内を眺望できるよう、樹木の一部について間伐や伐採をしていただく予定です。

今後も関係機関や関係部署と連携しながら、魅力ある公園づくりを推進したいと考えています。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君、再質問ありますか。

14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）答弁ありがとうございます。

杉村公園については、これも昨日、7番議員が質問していただきましたので、それ以上の質問はないかなというふうに思っております。

それで、サイクルツーリズムの関係の再質問をさせていただきますけども、余談ですけど、私もこの間、オムピッピの店へ行きました。おいしかったです。この地域というのは、高野山、豊かな自然、それから人との観光施策としてということで、令和5年6月の補正予算の上程時にいろんな説明を受けて、賛成させていただきました。個人的には非常に期待をしております。そういう意味では、非常に積極的な構想も夢膨らむものですし、それが実行できたらなというふうに思います。その構想を目標に近づけるためにどのような取組みをしているか、質問を幾つかさせていただきます。

まず一つ気になるのが安全性という面で、専用のサイクリングルート整備という点では、橋本市は観光スポットが少ないと思うんです。少ないんですけどもその観光スポット

をつなぐサイクリングロード、多分、市道になるのかなと思うんですけど、の設定とか整備とかというのは何か取り組まれていることはありますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

整備につきましては、県がサイクリングロードということで道路に青い線を引いているところというのが整備されておまして、そこを中心にサイクリストがサイクリングをするというサイクリングロードになっております。本市としましては、まず一つ、サイクルステーションというところを設けております。というのが、サイクリストは全てずっと自転車に乗っているわけじゃないんで、休憩ですとかをするためにサイクルステーション、市内でいうと20箇所設定しているというか、していただいております、皆さんのご協力の下です。

その上で、市の観光協会の事業になるんですけども、サイクルステーションに対して必要なもの、空気入れですとか、あと、バイクラックというんですかね、止めるところのバイクラックとか、あと、自転車の修理工具を置いていたりということ、サイクルステーションが買うのに対して、2万円を上限として補助金を交付しとるといような事業をもって今整備に取り組んでいるという、そういうことになっております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）後でその点について質問をしようかなと思ったんですけど、答弁を頂きましたんであれですけど。ただ、メインとなるサイクルステーション、これも検討していただきたいというのがサイクリストの要望ですので、よろしくお願ひしたいなとい

うふうに思います。

そこで、E-バイクを購入されるときに、商工会議所を巻き込んでということでの答弁もあったかと思います。商売人も含めてしっかり経済の活性化につなげていくというふうな取り組みをしたいということで期待しておるんですけども、その辺は商工会議所との連携はどのようになっておるのでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

まず、商工会議所というのは当然、橋本市の商店をまとめているところになるんですが、商店につきましては、特にこっちから、サイクリストが訪れたときに世話したってくださいますよとか、そういうことのお願ひとかはしていないんですが、一方で、商工会議所のメンバーの中にも当然サイクル愛好家の方がいらっしゃるしまして、その人らを中心にグループなんかを組んでいる状況です。その方たちはほんまに自転車を愛していて、休みになると遠くへ出かけたり市内を回ったりということをしていただいているんですけども、例えば橋本市でイベントをする際に、そんな方々に、僕らがイベントをするとルートはつくれるんですけども、ここのルートを通ったら、例えばこういう信号が危ないよとか、ここの道は段差があつて危なかったよとかというそういう細かいような情報というのが分からなくて、そういうところをルート設定のときに見ていただいたり、ご意見を頂いたりということを通じて、連携をしながら市のイベントをしているというような状況になっております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

商工会議所といいますと、はしもと紀の川花夢計画がチューリップ畑で頑張ってもら

と思うんですけど、また、サイクリングの関係でいいますと、市長の知り合いの方も必死で自転車をこいでいると思うんですけど、そういう中ではそういうチューリップ畑とか、今は球根の植付けとかで協力はされていると思うんですけど、そこを取っかかりに何か取り組まれるというのが取り組みやすいんじゃないかなと思うんですけど、その辺は考えておられないんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

イベントとの連携とか、サイクリングとのコラボということなんですが、例えば先ほども壇上での答弁で申し上げさせてもらったように、インスタライドというところで、あそこのチューリップ畑を訪れて、インスタグラムを上げてもらうというキャンペーンをしたり、あと、市で今年度行ったイベントの中で、例えば先ほどもありました杉村公園を立ち寄りどころとして、杉村公園を散策していただくというような取り組みをしたりというところをしておりますので、そういうことを通じて、サイクリングと観光地とのコラボ、情報発信のコラボをしていきたいというふうに考えております。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

質問をしようと思っと思ったのをさっき答弁で幾つも答弁いただきましたので、サイクルスタンドのことであるとか、それから、空気入れとか修理工具のことも答弁いただきました。ただ、サイクルスタンドに関しては、観光協会が2万円補助を出しているということなんですけど、もうちょっとPRしてもええんちゃうかなというふうに思います。知らん人が結構いてるんちゃうかなと思いますので、その辺、強化のほうをしていただければもっ

と増えてくるんじゃないかなというふうに考えております。

結構時間がたちましたので最後の質問にさせていただきますけども、このEーバイクの事業なんですけども、冒頭でも述べましたように非常に期待しております。そういう意味では今後、どのような展開を考えているんか。例えば子どもでも乗れる自転車も購入して家族が走れるようなコースをつくるとか、いろんなことができると思います。その辺、次のステップとしてどのようなことを考えているんか、ご答弁お願いできたらなと思います。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

前回の12月議会のときに3番議員のほうからもご質問を頂いておりますが、Eーバイクを購入して、先ほども壇上で申し上げさせてもらったとおり、100台を目標にしまして100台を超えたといえども、やっぱりまだまだ発信力が弱い状況になっております。まずは地固めということで、しっかりEーバイクを知ってもらうというところ、それから、あと、サイクリングの周遊コース、今、サイクリングマップなんかを高野口地区なんかで作っておるんですけども、そういうことを通じて橋本市のサイクリングというところをまず知ってもらう。橋本市に来たら、自転車も乗って散策できるよという状況をまずつくりたいというふうに考えております。認知が広がってきた段階で、それこそいろいろご意見を頂いております駐輪場、停車場とかというところも整理しまして、徐々に広がっていくように取り組んでいきたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

いろいろ改善点はたくさんあると思います

けども、今日は前向きにということで頑張っ
てほしいなということで質問させていただきました。

以上で終わります。

○議長（森下伸吾君）14番 南出君の一般質
問は終わりました。

この際、2時まで休憩をいたします。

（午後1時48分 休憩）

（午後2時00分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会
議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番9、15番 辻本君。

〔15番（辻本 勉君）登壇〕

○15番（辻本 勉君）議長のお許しを頂きま
したので、一般質問を始めます。

2回ほど飛んでしまって市民から怒られま
して、「全然出てないな」と言われまして、「す
いません」と謝ったんですけども、先日から
歯の治療をしておりますしてしゃべりにくい
ので、ご容赦をお願いしたいと思います。

それと、最近、よくお葬式があって難儀し
ています、僕も。昨日まで元気やった人が亡
くなったとか、そんな話をよく聞くんで、全
国的にも72万人しか生まれへんのに160万人
死ぬっていうと人口が減って当たり前やなと
思って、橋本市も大分減ってきたんかなと思
って危惧していますけども、近所でも子ども
が産まれたという話は全く聞きませんし、亡
くなる人ばかりで大変な時代になってしま
した。寒暖差が激しいので高齢者の方は大変
やと思うんですけども、議員の皆さんも結構
高齢になってきとるんで気をつけてください。

それでは、始めます。今回は二点だけとい
うことで、前もやったんですけども、J R・
南海橋本駅前の活性化と県道を挟んだ東西エ
リアの開発（まちづくり）について行います。

橋本駅前の活性化は本市の重要課題であり
ます。以前から何回も質問をしてまいりまし
たが、中心市街地区画整理事業も中止され、
活性化案も出されないまま現在に至っていま
す。私は前から、橋本市の中心はやはりこの
市役所庁舎があるシビックゾーンと橋本駅前
ということを行っているんですけども、そん
な中で、昨年の7月10日に近畿総合ニュース
という新聞に「橋本駅前の都市機能施設整備
事業化を検討」という記事が出されました。
さらに、橋本駅前事業化検討業務の公募型
プロポーザルを公示した旨が記載されていま
した。

以上のことを踏まえ、以下の質問を行いま
す。

まず一つ目、駅前の活性化に向けて、企業
（J R西日本・南海電鉄）と地元古佐田區、
そして行政（和歌山県・橋本市）とで協議を
されましたか。前回もこのことについては、
私のほうからも提案をさせていただいており
ます。

二つ目、駅前開発にネックとなっているJ
Aビルと旧スーパートーエイのビルもあるん
ですけども、これは最近、誰かが買われたと
いう話も聞いているんですけども、この古い
ビルの解体等について何か情報があればお教
え願いたいと思います。

三つ目、公募型プロポーザルの現時点での
状況について。

提案内容等について詳しくお知らせくださ
い。

四つ目、本市の基本的な考え方について。
これは市長のお考えになろうかと思うんです
けども、基本的な考えをお聞きしたいと思
います。

五つ目。これは公園の整備なんですけども、
今回も公園の整備についていろいろ出され
ったんですけども、橋本市の公園といいます

と、私らは丸山公園、橋本高校の横にあります丸山公園しかもととは浮かできませんでした。ここが最近、花見にも利用されないというか、昔はよく僕らもあそこへ花見に行ったことがあります。全然最近はそんな話も聞かなくなりました。この辺をもう少し整備をしていけば、駅前の活性化等も絡めて少しでも役に立つのではないかなと、このように思っています。

以上、五点について答弁をお願いいたします。

続きまして、2項目め、本市のごみ処理について（ペットボトル・その他プラ）、そして彦谷の最終処分場についてお尋ねいたします。

本市は市民の協力により細部にわたりごみの分別を行っています、可燃ごみは別として、ペットボトル、その他プラ、埋立ごみについて現状を詳しくお教え願いたい。特に埋立てについては各衛生自治会がやっていただいて、陶器市とかをやっているの、かなり量が減っているのではないかなと思うんです。それと、ペットボトルやその他プラについては分別をきちっとやっていただいとるんでかなり増えているのかなと思いますので、その辺について、まず一つ目に収集量の推移についてお教え願いたい。

それと二つ目、収集後の処理状況、収集から処理までの流れといいますか、ペットボトルやその他プラについては資源化をされるわけでありすけども、ここが一番の問題ではないかなと思うんです。この質問をやるきっかけになったのは、市民の方から声が上がってきまして、その他プラ等は結構分別をしているんですけども、焼却しているんちゃうかと。せっかく我々、苦労して分別してやっているのに、処理場のほうで焼却をしているんちゃうかというような意見がありましたんで、その辺も確認したいなと思っています。

最後に三つ目、彦谷の一般廃棄物処理場、最終処分場なんですけども、ここが以前から長寿命化ということでかなり期限が近づいてきておるということで、長寿命化に取り組んでおられるんですけども、現状と今後について詳しくお教え願いたいなと思います。

以上、壇上よりの質問とします。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君の質問項目1、J R・南海橋本駅前の活性化と県道を挟んだ東西エリアの開発（まちづくり）に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（西前克彦君）登壇〕

○建設部長（西前克彦君）J R・南海橋本駅前の活性化と県道を挟んだ東西エリアの開発（まちづくり）についてお答えします。

一点目の活性化に向けての企業・地元区などとの協議についてですが、民間活力を活用した事業化を検討していることから、民間事業者の関心度やアイデア等の意見を聞くためのサウンディング調査及び関係者へのヒアリングをJ R、南海電鉄を含め合計32の企業、団体、個人から行っています。

次に、地元区については、橋本、古佐田それぞれ一丁目、二丁目にお住まいの方から住民アンケートを実施し、2月13日に地元住民を対象としたアンケート報告会を実施しました。あわせて、地元協議会の勉強会に参加し、意見交換を行っています。

また、行政に対しては、国や和歌山県へ事業手法や事業に係る補助要件等の相談を行い、連携しながら事業化を検討しているところであります。

二点目のJ Aビルと旧スーパートーエイトの解体についてですが、民間の持つ建物の解体に関して現時点では決定していないことから、お答えできません。

三点目の公募型プロポーザルの現時点での

状況についてですが、令和6年8月19日に橋本駅前事業化検討委託業務に係るプロポーザル審査委員会を開催し、3者からの提案を受け、厳正な審査を行い、株式会社長大を優先交渉権者と決定し、9月30日に委託契約を締結しました。

株式会社長大の提案内容としては、段階的エリア価値の向上として、「できることから始めよう」をキーワードとして、土地利用の方向性、様々な事業手法の検討だけでなく、上位関連計画との関係性、民間事業者・地元住民や関係者との意見交換及びアンケート報告会の開催による情報共有の必要性があるとの提案がありました。

現在の進捗状況としては、現況調査、アンケート及び民間事業者等からの意見を踏まえた上での橋本駅前に必要な機能、事業手法の絞り込み等を行っている段階です。

四点目の本市の基本的な考え方についてですが、橋本駅前まちづくりの方針、拠点化に必要な機能など総合的に判断し精査した上で整理していきたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

五点目の丸山公園の整備についてですが、大規模な整備を行う予定はありませんが、本公園は県立橋本高校、古佐田丘中学校に、隣接し、橋本駅前を中心とした地域を一望できる位置にあり、園内には陵山古墳などもあり、本市の歴史が感じられ、また、桜の木が多くあり、満開時には花見が楽しめる場所となっています。

このようなことから、町並みが一望でき、歴史や自然を感じられる本公園に多くの人や学生が訪れてもらえるよう美化やベンチの設置等を行い、利便性の向上に努めます。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君、再質問ありますか。

15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）それでは、再質問を行います。

答弁のほうで32の企業、団体、個人からヒアリングを行ったということなんですけれども、このヒアリング内容について簡単にお教え願えませんか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）サウンディング調査のところで説明させていただきます。

まず、サウンディング調査の企業の選定ですが、まちづくり事業に係る融資に係る企業、金融機関であったり、地域・住宅・商業空間形成に係る企業、不動産とか宿泊施設の業者であったり、生活利便性サービス業を行う企業、小売とかドラッグストアとかの分野に分けて、22企業の業者を選定しました。また、駅前地域において営業を行っている企業や個人、地域のまちづくりに取り組んでいる団体として10社、合わせて32の業者に調査を行っております。

調査内容ですが、関心度であったり、実践内容に対する希望、貴社の課題や展望、必要な情報、事例や実施の可能性、意見、提案、施設の機能、宿泊の需要とか、そういった内容で調査しまして、その結果としては、現在取りまとめ中ではございますが、プレサウンディング22社のうち、関心がある、比較的関心がある業者が8社、関心がない業者が8社、その後、本調査に公募型で申込みがあった6社にウェブもしくは対面式で実施しまして、様々な意見を頂いております。

意見の内容としては、地域住民向けの利便性の向上の観点からは、通勤・通学者や地域住民に向けたサービスの強化、滞留空間の創出、事業施設や公共施設の整備によるぎわいの創出等々の意見がございました。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）いろんな企業が入って

いると思うんですけども、駅前なんで、南海、ＪＲという大手が入ってきている立地条件のいいところなんで、まずはそこを中心にして、僕も前も言ったけど、そこと地元が一つになって、いろんな駅前の活性化についての議論をすべきやと思うんです。次の答弁では、地元協議会の勉強会とかに参加し意見交換を行っているということなんですけども、もっと積極的に、今こんな財政が厳しい状況の中で、行政が中心になって投資をしてあの辺をやっいていこうかというのは到底考えられへんというか、難しい問題ですよ。費用対効果とかいろんな財政状況を考えていくと、なかなかできにくい。

そしたら、どないしたらええんなどいったら、やっぱり南海、ＪＲと地元の人らとみんなで協力してどないしたらええんなどいうことで議論していかなことには、こんなに進められへんと思うんよ。そやから、前も言ったとおり、その４者できちっと協議会をつくって、定期的に議論をする、話し合いをする場を設けていかなとなかなか進まんでしょう。例えば月１回でも、２か月に１回でもええ。どないしていくんなどいうことでいろいろテーマを出していって、みんなで議論をしていくということでない、なかなかそんな。区画整理事業みたいに行政が中心になって金を出して、ぱーっとやるんやったら何でもええけど、今の状況でお金は出せることないんやから、そんなようけ、たくさんね。基本的には民間活力を活用せんと、とてもやないけどでけへんような状況なんやから、その辺早急に、これからいろいろ進めていくんであれば、そういう協議会を立ち上げるということをやっいていかなとあかんと思うんですけど、その辺どうですか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）前回のご質問でも、

協議会の立ち上げというところで質問を頂いておりました。ＪＲと南海につきましては、今年度、先ほど申しました事業化検討業務の中のサウンディング調査の中の意見としては、橋本駅前の現状と課題、駅前空間の活用等について意見を伺っておるんですけど、取組内容次第では協力できるというふうな意見を頂きました。

現在、事業化を検討する段階であって、来年度以降も事業者からは聞き取っておくんですが、議員おただしの協議会への参加につきましては、今現在、地元主体で立ち上げられている協議会、古佐田区まちづくりグループ、代表が古佐田区の区長がしていただいとるんですけど、事業化が決定した段階で地元とも相談しながら、南海、ＪＲ等の参加を働きかけていきたいと考えております。

ちなみに、今立ち上げられている協議会のメンバーですが、古佐田区の役員であったり、橋本区の役員、それから橋本商工会議所の方、橋本駅前で事業所を営んでおる方と事業協力の候補者、伊都振興局のメンバーと、あと、アドバイザーで学識的な経験のある方と、本市が請け負っておるコンサルとで、二十数名ぐらいで勉強会というのを年末から年明けにかけて３回行っている状況でございます。

○議長（森下伸吾君）１５番 辻本君。

○１５番（辻本 勉君）そんな勉強会ってやっったところでなかなか進めへんと思うんよ。だから、もっとその辺、今日は質問の中には入れてないんでしませんが、昔は橋本駅行って結構にぎやかやったですよ、僕らが小さい時分ですけども。紀の川祭も向副であって、お盆になったら出ていっている人が帰ってきて、みんなで家族そろって紀の川祭に行って、やった。駅前の橋本だんじり協議会も、駅前へ全てのだんじりが集まってにぎやかにやったこともあります。今は保健福祉センタ

一でやっているんやけどね。

そういうにぎわいがあったんで、その辺も考えていったら、また、年に何回かだけでもそういう人が寄れる機会ができてくるんじゃないかと思うんですけども、そんなことも含めてきちっと議論をする場を設けていかんと駄目やと思うんで、これは早急に、ほんまに令和7年度でもつくってほしいんですよ、きちっとしたものを。これはまず南海、JRに相談に行って、こういうことをつくっていくんでって、ほんまに行政が駅前をどないかしようかという気持ちがあるんやったら、つくったってほしい。ないんやったら別にかめへんけど。ただ格好をつけるだけで、いろいろ言われて、駅前どないかしやなあかんなどという程度やったら別にかめへんけども、どないか橋本駅前をやっていこうよと。橋本市の中心なんやな、はっきり言うて。

ほんで、橋本駅前だけにこだわる必要もないし、7番議員も午前中に話があったけども、御幸辻の駅前かってやっていかなあかん。にぎわいをつくっていかなあかんでしょう。そやから、交通機関のあるところというのは絶対にやりやすいというか、それなりに人が寄ってくるんやから、やる気を出してやっていったらできと思うんやけどね。まずは橋本駅前をどないかして、今度はまた御幸辻もどないかしようよと。御幸辻の地域の皆さんと含めて民間活用して、地域の人と一緒にやって駅前をどないしていこうかという話になってくると思うんでね。だから、その辺、令和7年度でそういう組織というか協議会を立ち上げてくれるのかな。どうですか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）先ほども申しましたとおり、今、地元主体で立ち上げられている協議会がありまして、その協議会の中で協議して、そのメンバーと協議した中で事業の

方向がある程度決定した段階で、JRであったり南海も含めた形でお願いしていきたいと考えております。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）地元協議会って言うているけど、地元もなかなか、区かってお金がないと言ってあれしとるしね。悪いけど地元、そこまで協力するんやったら、駅前の旧の古佐田の区民会館なんか早いこと潰してもらわなあかんやろ。あんなことすら進めへんのやで。あそこを潰すのがよう潰さんのやったら、どない活用するかということをまずそれも考えてもらわなあかんやろ、地元から言うたら。そやから、地元だけで勉強会をしとつてもなかなか進めへんのよ。ほんまにやる気やったらちゃんとしたものをつくって、定期的に議論をしていかな、びしっと。またやってくれへんのやったら何回も言いますけども。

そしたら、二点目のJAビルと旧スーパートーエイ、急にスーパートーエイの部分は情報が入ったんで上げたんですけども、JAのビルについては、私は前から橋本駅前の活性化に向けてはガンのビルであると。何年放りっ放ししとるんやという話なんですよ。ああいう幽霊ビルを何年ほっとくんですか。民間のあれやからということで行政はどうのこうのって言うて逃げとるけど、民間といえどもJAはまた特殊な民間企業でしょう。なおかつ、橋本駅前にとってあのビルがほんまにネックになっている、いろんな面でネックになっているよということをきちっとJAと話をして、取りあえず解体だけでも先にやってよという話をもっと積極的にようせんのかな。

5年も6年も多分なっているはずやけども、情報が入ってきませんので答えられへんというような話をされていますけども、情報を仕入れるのが行政の仕事とちゃうんかい。JAに行ったら、あのビルはどうなってるのよ、何

年あのままでほっとくんですかと行政は言えるんちゃうん。そんなことすらできひんのやったら、駅前の活性化の話なんかする必要はないんちゃう。まずはあれを潰してもらって、跡地利用についてはいろいろ考えたらええけども、取りあえず潰してもらって、広場というか更地にしてもらったら何なっと使い道もあるやろうし、いろんな面でね。観光バス1台でも2台でも入れば、それによって大分違うわな。その辺の話を何で行政はせえへんのかな。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）今現在事業化を検討している中でも、J Aビルと旧スーパーイーエイというところは重要なエリアであるというふうな認識はしております。関係者に対しても情報連携を行っているところではございますが、本市の事業化の方向性が検討中という段階でありますので、先ほども申しましたが、お答えできる段階ではありませんので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）ご理解できません。答える段階ではないといえども、そんなら行政は何をするんよ。もっと積極的にしたらなあかんのちゃうん。それと、あと、聞くけども、あの今計画が出ているエリアの中に、あのエリアはだいたいどれぐらいの広さがあって、あそこには区画整理事業で買い上げたところも結構残っているわな。市の土地、市有地というのはあのエリアの中でどれぐらいの割合の土地を持っているんよ。

○議長（森下伸吾君）副市長。

○副市長（小原秀紀君）先ほどのJ Aのビルの件について、補足説明をさせていただきます。

我々はJ Aと何も交渉をしていないわけじゃないしに、今J Aのほうはほかの企業と契約

しているということで、直接契約関係がうちがあるわけじゃないんで特に進展はないんですけれども、その動向については我々も情報を入手しておりまして、新しい展開があれば、例えば契約解除というふうなことがあれば、我々もJ Aと前向きに交渉していきたいなという思いはございます。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）エリアの中に市の所有地がどれぐらいあるかというお話ですが、エリアというのが中心市街地の第一地区で事業を取りやめたのですが、そのエリアで先行買収したエリアで申しますと19箇所ありまして、合計の面積が2,000平米余りとなっております。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）副市長の言われることは分かるけど、新しい情報が来るまでじっとしとるんですかって。ほんまによ。要はもっと積極的にどないか早いことやってよという話を言うべきやと思うんですよ。そのままになっているやろ、情報は入ってけえへんやん。僕らでも入ってけえへんのやから。

○議長（森下伸吾君）副市長。

○副市長（小原秀紀君）今新しくお伝えする情報というのは、いろいろ進んでいない秘密事項もありますのでお話しできないんですけれども、J Aとは情報交換をしながら、今後どうするかについても当然話し合っていかなければならない事項だと思っていますので、正式に決定するときが来たら、またお知らせさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）情報が入ればどんどん提供をしてください。

それと、2,000平米ぐらいあるんかな、あの中でね。そしたら、あと、J Aとスーパー

一エイの部分であれしていったら、今後事業化しようかというところにも結構市の土地があったら、それなりに考えようによったら、ある程度できる部分もあるんじゃないかなと思うんやけどね。その辺も考えてやってください。

三点目の公募型プロポーザルについて、現時点での状況というのはあまりないんですけども、この辺がどうなっとるんかな。株式会社社長大の提案を受けて進めておるんやけど、令和7年度も当然検討はされていくんやけども、どうなんでしょう、進み具合とか、どれぐらいのところまで進んどるといふか、提案の中身というのは、そんな簡単な提案ですか。「できることから始めよう」とかというのがキーワードになっとるけども、ぬるいなという気はするんやけども。

アンケート調査、この間してくれたんかな。報告会をやっているんかな。地元でアンケートを取ってるんやな。2月13日に地元住民を対象としたアンケート報告会を実施しておるんやけど、このアンケート報告会、地元住民を対象にしたんやけど、この報告会の内容について簡潔に具体的にというか、お答えください。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）2月の意見交換会、報告会のところでは、事前に調査したアンケート結果を基に意見交換会をしていただくために、アンケートに参加した方々に募集をかけて参加していただいたという形で、意見交換会には合計13名の方が参加していただきました。そのほか傍聴の方も入れると20名余りおったんですが、そこでの内容といいますと、アンケート結果を踏まえて感じたことがどうということ、アンケート結果の報告もそのときにはしたんですけど、アンケート結果を踏まえてどういうことを感じたかというところと、

こうなったらいいなと思うところが自分たちでできることが何があるかというようなところと、市に期待すること、市にお願いしたいことがどんなことがありますかというようなところを議題に意見交換をしていただきました。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）4番を一番後ろに回させていただいて、5番のほうを先に、小さい問題なんで、よろしいですか。

○議長（森下伸吾君）はい。

○15番（辻本 勉君）5番の丸山公園の件なんですけども、これも結構前向きには考えていただいておりますけども、本当に橋本高校と古佐田丘中学校が横にあって、雰囲気的にはいいところで、昔はたくさんの方が行かれたと思うんですけども、最近あまりね。今は冬場なんで草もあまり生えてないんで、案外すっきりはしているんやけど、行って、ベンチもあまりないし、遊具も少ない。それから、雰囲気的には暗い雰囲気の場所になってしまっているんやけども、この辺はもうちょっと整備をしてやって、お金をかけなくてもできる方法は僕、あると思うんです。それから、花や木の苗木を提供してあげて、橋本高校のボランティアとか地元のボランティア、老人クラブ、いろんな方を含めた中で公園整備をしていってあげたらちょっとでも、高校生がたくさん。若い人があの公園で夢を語れるような、そういう雰囲気のある場所にしたい。せっかく我々の若い時分は結構にぎわいがあつたし、最近花見はほとんど行ってないと思いますよ。花見といったら高野口のところへ行ってるんやけど。杉村公園もええんやけども、古い大きな公園というか、そういうところをポイントを絞って整備をしていくほうが、変に細々したところやっていくよりああいうところをばんとしたったほうが、

市民から受ける目も違うと思うし。ましてや橋本駅前の活性化を考えていったら、あそこも整備してあげたらよくなるのかなと思うんですけども。お金をそんなにたくさん突っ込む必要もないと思うんで、みんなで、市民協働でやったらどうなんでしょうか。橋高生もボランティアをいろいろやってくれとるんで、そこらを巻き込んでいってちゃんとしたもの、若い人の感覚できれいな公園づくりをしたらどうですか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）議員おっしゃられるとおり、公園というのは人々がリラックスできたり、自然の中で落ち着いた時間を過ごせるような場所であるべきだと思っております。そんな中で丸山公園のところですが、今現在、橋本高校がアダプト活動団体ということで登録をさせていただいております。過去にもいくらかは活動していただいたんですが、活動内容について、もう一度、橋本高校をお伺いして、どういうことで活動ができるのかということも含めて、協議を再度進めたいと思います。その中で丸山公園がよりきれいな形で、美化とかお花とかそういうものも植わっていければ、市もできる限りのところは協力して美化に努めていきたい、そのように考えております。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）ありがとうございます。

そしたら4番目の基本的な考え方についてですけども、ここは2023年3月に制定した第2次橋本市長期総合計画・後期基本計画では、商業や観光、住宅、防災機能を充実させる地域拠点に、第2次都市計画マスタープランでも、都市市街地地区として位置づけられており、オープンスペースの有効活用など土地利用の高度化と居住都市機能の集積に取り組む地域としているとなっているんで、このとお

りでこのところを進めていくという解釈でええんかな。これに基づいてあのエリアをやっていくんやという基本的な考え方というのは、これでええんかな。あの区画整理事業をなくならしめてもたでしょう。駅前のあの辺を全てなくならしめてもたんやけども、この長期総合計画とかマスタープランに基づいて、これからは駅前の活性化に取り組んでいくということでええんかな。ええんやったらええで、やりますと言うてくれたらええんやけど。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）マスタープランにも書いていますように、長期総合計画にもありますように、活性化というのはやっていく必要があると考えております。現在、建設課を中心にどういったやり方でやっていくのが一番いいのかというのを検討しておる段階だと。立地適正化計画等も作成した上で進めていくのか、そういった手法について今検討しているというところでございますので、活性化に向けて進んでいきたいというふうに考えます。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）区画整理事業をやめたということでみんなががっかりはしておったんですけども、その後に市長が国会議員の方を連れてあの辺を歩かれて、いろいろ見に行かれたということなんで、市長はあの辺に対してどないかせなあかんという強い思いがあるんじゃないかなと思うんですけども、市長のそういう思いだけ聞かしといてもうたええかなと思いますけど。

○議長（森下伸吾君）市長。

○市長（平木哲朗君）辻本議員の質問にお答えをします。

何とか活性化を図っていきたいというふうに思っています。それには財源をどう確保するかという、やっぱりそこが一番大きな問題

かなと。普通、駅前って平らなんです。でも、橋本駅前ってこうなんです。だから、平地が少ない。この問題をどう解決するか。どういうものが建てられるか。どういうものをあそこに持っていくかというのは大分考えないといけないかなと。令和7年度中に立地適正化計画を立てる準備をします。それでどういうものを駅前に開発していくかということを決めて、それで国と協議をして、そして県と協議をして補助金をもうていくというようなやり方で進めていきたいなというふうに思っています。

国土交通省からも言われていまして、高層はあかんよと。この建設単価の高いときに、例えばホテルとかマンションを建てたら、マンション1部屋4,000万円で売らなあかんようになるよというような話も聞いているので、もう一つ、橋本の駅前の今タクシーが止まっているところとか、駐車場とかバス停とかがあるんですけど、そこに人を集まるようなスペースをいっぺん考えたらどうかという話も聞かせていただいているので、JRの社長には、この間、12月、橋本市に来てもらったんで、何とかそこを使わせてほしいなという話はしているんで、その話をするにしても立地適正化計画をつくって、こういう計画でやりたいんで整備をしようかというように、だから協力をしてくださいという話は既になっています。南海にもそれなりの声はかけているんですけど、具体的な計画がまだなんで、これからの話になります。

できたら、まだあまり言いたくないんですけども、図書館を持って行って小さい子どもたちが遊べるような、そういう建物にしていって、集客要素の高いものにしていけたらなというふうに思っています。銀行もひよっとしたら協力してくれるかもわかりませんので、そういう中できちっと計画を立てて財源の根

拠をつくって、どれぐらいの費用が市の負担としてかかるのかというのをしっかり積算した上で、どういう起債を使うのかというところまでを詰めていきたいと思っています。

先ほどからJ Aビルについては、常に話していますので、私、個人的にも。その中で、ただ、あそこ、ホテルを建てる計画がコロナのときにあったんで、そこの契約がまだ残っているんで、そこさえ解決できればJ Aは何とか考えてくれるんじゃないかなというふうに思っていまして、トーエイのほうも、あれはほんまの民間の持ち物なんで、そこはどういう形で、立地適正化計画を立てることによって、例えばそこを補助金を使って解体できるということも考えられると思うんで、そういうふうなことを一つの、なかなか西側までは難しいかなと思うんですけど、東側はそういうふうな形で、少しでも活性化できるように考えていきたいと思っています。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）ありがとうございます。

あそこへ庁舎というのは当然無理やと思うんですけど、図書館というものの、僕も一番ええんかなという思いを持っています。人を集めるのに一番手っ取り早いというか、条件的にはええんかなという思いもありますけども、何かあれば、市長の今の思いを聞かせていただきましたんで、ぜひともやっていただけたらありがたいなと思います。

一つ目はこれで終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、本市のごみ処理について（ペットボトル・その他プラ等）に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（中岡勝則君）登壇〕

○総務部長（中岡勝則君）本市のごみ処理についてお答えします。

一点目の収集量の推移についてですが、令

和元年度の収集量は、ペットボトルが約79トン、その他プラ製容器包装が約405トン、埋立ごみが約338トンで、令和5年度の収集量は、ペットボトルが約107トン、その他プラ製容器包装が約409トン、埋立ごみが約283トンです。それぞれの収集量を比較すると、ペットボトルは約28トン増加、その他プラ製容器包装は約4トン増加、埋立ごみは約55トン減少しています。

二点目の収集後の処理状況についてですが、ペットボトルとその他プラ製容器包装は収集したものを資源化するために、橋本周辺広域ごみ処理場の各ストックヤードに搬入し、手選別により不適合物を取り除き、リサイクルルートで処理しています。埋立ごみは、収集したものを本市の最終処分場で埋立処分しています。

三点目の彦谷の一般廃棄物処理場の現状と今後についてですが、浸出水処理施設を含む現在の橋本市一般廃棄物処理場は、総面積2万2,800平方メートル、埋立面積1万7,500平方メートル、埋立容量が12万9,000立方メートルの施設として、平成5年4月から稼働しています。

令和6年5月末には残余容量調査を実施し、埋立ごみと覆土を含む埋立可能な容量は約8,800立方メートルと推計、このうち、覆土を除く埋立可能な容量は約4,400立方メートルと見込んでいます。このことから、最短でも令和11年度末までの埋立ごみの搬入が可能であると見込んでいます。なお、令和2年度末の同調査では、令和9年度末までを搬入可能な期間としていましたが、現在、2年程度の延命化が図られています。これは各地域で開催されている陶磁器リサイクル市による埋立ごみの削減効果が大きな要因であると考えています。

橋本市一般廃棄物処理場の今後については、

搬入可能な期間を鑑みながら今後の方針を検討してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君、再質問ありますか。

15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）分別もちゃんとやって、それと陶器市とかをやっていただいて、結構いい方向にといいですか、ペットボトルが増えて、その他プラも増えて、埋立ごみが減っていったらという大変いい傾向なんですけど、埋立てが今後、やってくれているけど、今までは減少しているんですけど、これから大きく減っていかないかもわかりませんので、そんなことを考えると埋立ての彦谷の処理場については、早急に基本的に考えていかんなんことになるんじゃないかなと思うんですけども、市民の方から、その他プラを焼却しとるんちゃうかというような話が出てきとるということは、結局は収集してきて、向こうの広域のごみの処理場へ運ばれてきて、そこで一旦また処理というかな、バックヤードで手選別でいろいろ作業しているということが、その中で不適切なものが混ざっているということなんで、もっと分別の仕方というか、その他プラ、ペットボトルの汚れたものについては可燃のほうへ入れていただいて焼却するというふうに徹底していったほうが、バックヤードでの作業がなくなってくるでしょう。2次作業をせなあかん。1次で収集してきて、2次でまたそういう仕分をせないかん。汚れたものとはいえものを分けたりして資源化にしていかなあかん。そういう作業をできるだけ省けるように、きちっと分別をしてもらおうとか、汚れたものはその他プラには入れない、ペットボトルも入れないということで、可燃のほうに入れてもらうということを徹底していったほうが、僕はその辺のほうがいいんか

な、手間が大分省けるんちゃうかなと思うんです。その辺はどうですか。今後やってもらえるのかな。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）ごみの分別というところなんですけど、今、議員おっしゃるようにペットボトル、その他プラ製容器包装の広域ごみ処理場への搬入された量と、あと、そこからリサイクルに回した量を差引きすると、約2から3割が不適合物として焼却処分をしているという状況がございます。逆に言うと、7割から8割はリサイクルのほうに回っておるという状況もある中で、市としてはリサイクルを進めているという現状もございますので、どちらかというに残渣で不適合物として燃やしてしまうところを、どうか今後も啓発によりきちんと分別ができるような方向に進めていきたいというのが思いでございますので、ご理解よろしくをお願いします。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）どっちにするんかきちっとして、分別したときに不適合が出らんように分別をちゃんとしてくれってやってもらわないかんけども、僕らも家でやって、その他プラが出てきたら水で洗ってそっちへ放り込んどるけど、そんなんしてない人やったら一緒に入れとったら、それこそまたあれになってくるやんか。そやから、そういう分別を徹底してもらうか、それをようせんのやったらこっちへ、燃えるほうへ入れてもらうかどっちかにしていかんことには、2割、3割があるということは、それだけ手間がかかるということやからね。そこをきちっともつと啓発をしてやってもらえたらええんちゃうかなと思いますけども。

それと、一番気になるのが彦谷の最終処分場なんですけども、令和11年ということなん

やけども、先日、市長にもお尋ねしたら、大阪のフェニックスというのもあるという話やけども、現状というか、大阪のフェニックスへ持っていったらどれぐらい費用がかかるんかということと、今の彦谷の横に新しい最終処分場を造ったらどれぐらいかかるんなということが、両方を兼ね合わせた中で、向こうへ行く手間とかいろんなことを考えた中でどっちがええんかということになってくると思うんですけども、あの彦谷の作業所、今、埋立場の周辺で新しいものを造れる土地というのは市は持っておるんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）今の施設の隣に、当時、土地開発公社で購入して、現在、市で所有しておる土地というのが約7万2,000平方メートルの所有地がございます。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）その7万2,000平方メートルの土地があって、そこに最終処分場を造った場合、どれぐらいの容量を埋立てできるんかということになってくる。結構いけますね。今で2万2,800平米で埋立容量が12万9,000立方メートルやから、かなりいけるということですね、何十年。それなりに投資をするんやから、40年、50年ぐらいいはいけんことにはやる価値はないわな。50年、100年とか、そういう単位になってこようかと思うんやけども、それでは、一応土地的にはあるということで、あとは市としてどっちに考えるかということですね。まだその辺の議論というのはしてないんでしょうか、最終的に、満タンになったときのことを考えて。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）方針として決定しているというわけではございませんが、隣にある土地を活用して事業をしようとする、過去に一旦いくらぐらいかかるかというのを

見込んだときがございます。そのときで約20億円ほどというふうな数字が出ておりました。なので、今の現状でいうと、1.5倍から2倍ぐらいかかるのではないかというふうに想像はするんですけども、それだけの投資をして、今後、ごみとして削減を求めていく中で、過大な投資になってしまうのではないかというようなイメージは今持っておるところでございます。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）いろんな観点から検討していただいて、満タンになるまでにきちっと事前に、今まで延命措置をずっとやってきておるんやから、次は11年度ぐらいが限度やというつもりで、まだそれからさらに延長できるかもわからんけども、限度やというつもりで考えていくと、あと4年、5年という世界になってくるんで、十分方針を出して検討しとちゃんと駄目やと思うんで、その辺を。

それと、向こうに造っても、今現状、彦谷の埋立最終処分場は地元区の協力を頂いてやっているんやけど、地元も住んでいる人はいないんで、作業をするというか、管理する人がもう高齢化してしまっって、恐らく今2人で回ってくれとると思うんですよ、80代の方が2人で。2人のうちの1名はこっちのほうで住んではる方で、彦谷で生まれへんからこっちのほうで住んではる方で、単車でそこへ行っって管理をしとくれとるということなんやけど、これがいつまでできるかといったらものすごい疑問なんで、そういうことも踏まえて、いろんな条件がいろいろかんでくるんで、早急に議論して、方針だけは決めていただけたらありがたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

終わります。

○議長（森下伸吾君）15番 辻本君の一般質問は終わりました。

この際、3時5分まで休憩をいたします。

（午後2時54分 休憩）

（午後3時5分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番10、10番 垣内君。

〔10番（垣内憲一君）登壇〕

○10番（垣内憲一君）それでは、議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。今回も2項目。

まず、一つ目、第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針について（No. 3）。

第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針については、第2回の保護者説明会、地域説明会、意見交換会が開かれています。6月と9月議会においても一般質問しましたが、昨年第1回説明会には、反対も含めて様々な意見や要望がたくさん寄せられていました。

今回、教育委員会は頂いた意見を基に再検討を行い、学校再編の見直し案ということで変更点を中心に説明をされていますが、2回目の意見交換会を実施した当局の見解を伺います。

1、保護者や地域の方々の理解度や納得感について。

2、2回目に寄せられた意見はどこまで反映していくのか。

2項目め、支援を必要としている子どもたちの受入れについて。

生まれながらにして目が見えにくい、耳が聞こえにくいといった難病を抱える子どもたちがいます。我が子を思う保護者の心配や不安は相当なものとお聞きします。保育園、こども園や小学校への入園入学希望について、

保護者からの相談事や受け入れる保育園、こども園、小学校ではどのような取組みをしているのか。行政としての受入れ支援についての見解を伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君の質問項目1、第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針について（No.3）に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針（No.3）についてお答えします。

一点目の2回目の説明会における保護者や地域の方々の理解度や納得感についてですが、今回の説明会は、全ての小学校14校の保護者、及び再編対象校がある中学校区別の地域住民のほか、未就学児の保護者を対象に説明会・意見交換会を行いました。

2回目の説明会では、学校再編の見直し案をあらかじめ説明会の案内文と併せてお知らせしたこともあり、再編目標年度にかからない児童の保護者の参加者数は限られたものになった説明会もありましたが、学校や地域に対する様々な思いを聞かせていただくことができました。

2回目の説明会では、学校再編方針の見直し案を中心に、第1回説明会で寄せられた主な意見や質問等に答えていく内容とし、意見交換を行いましたので、保護者から通学距離が遠くなることへのスクールバスや送迎支援についてなど、より現実的なご意見を頂いたところです。

また、地域住民の方からは、学校が移ってしまったら地域に新しく住む人や若い世代が減ることで町自体が衰退してしまうというご意見などを頂いたところです。

理解度や納得感については、あくまでも説明会に参加された方から頂いた意見や、資料を見て寄せられた意見ではありますが、一定のご理解は得られたと感じています。しかしながら、少子化で地域が衰退するなど、各論においてはご納得いただけないところもあると感じています。

今後も方針決定後から計画策定段階において丁寧な説明を心がけ、より理解を深めていただけるように取り組んでいきたいと考えています。

次に、二点目の2回目に寄せられた意見はどこまで反映していくのかについてですが、署名や嘆願書の受理も含めて、学校再編を包含する今後の本市としての計画策定までの段階で議論するものや、再編に伴い制服・制帽を導入するのかなど、再編決定後の（仮称）統合準備会に参加いただく方々で議論していただくものなど、様々なご意見がありました。

これらについては、第2期基本方針の変更後に議論を進めていく過程でどのように反映できるのか、もしくはその方向性を示していきたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君、再質問ありますか。

10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ご答弁ありがとうございます。

私も先月、紀見東中学校区の地域説明会に参加させていただきました。教育委員会の事務局は、再編方針の見直し部分を中心に丁寧な説明をされていたと思います。ただ、住民感情といいますか、これまで境原小学校あるいは境原の児童を見守ってきた地域からすると、本当にこれでいいのかといったお声をお聞きしたのは事実です。個々の思いはいろいろあると思いますが、私も地域からのお声を受けて思うところがありますので、今回、N

○.3ということで、続きの一般質問をさせていただきます。

それでは、まず2回目の説明会についてから何点か再質問をさせていただきたいと思うんですけども、2月に2回目の保護者説明会・地域説明会が開催されましたが、保護者の参加数が少なかったと聞いています。これについて教育委員会はどのように考えていますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

壇上でも答弁させていただきましたが、今回は説明会開催の案内文に学校再編方針の変更点の案を示しまして、それをお知らせしました。見直しを行ったことで、再編目標年度が後ろに延びた中学校区では、現在の在籍児童は今の小学校を卒業できるとなった児童も多く、我が子に再編の影響がないと思われたことが参加者が少なかった主な要因と考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

確かに再編目標年度をこのように見直したという変更点を先にお知らせしたことで、自分の子どもに、言い方がどうか分かりませんが、関係ないと思った保護者が多かったと思います。境原小学校についても市が災害対策をしてくれるということで、城山小学校との再編が令和9年度から14年度に5年も先に延びたことは私も喜んでおるんですけども、ただ、そうすると、次の質問ですが、そもそも最初の学校編成の方針はあまりにも急過ぎたことであって、保護者や地域の住民の混乱を招いてしまっただけではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

今回の2期方針におきまして、当初の学校再編方針では紀見東中学校区は境原小学校の東側斜面の土砂災害対策をしないという前提で説明会を開催し、令和9年度を再編目標年度としていました。これを6年度に入ってから3年先に再編をしますという方針をお示したことで、タイト過ぎるというご意見が多数寄せられたことは事実です。1回目の説明会・意見交換会で、不安やご心配を保護者さまにおかけした点があったことは認識しております。

以上です。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

でも、そのところは本当にいろんな皆さん、そんな気持ちというか、突然というか、あまりにも急過ぎる話やということで私もいろいろお叱りを受けたんですけども、災害対策をしてくれるのは本当によかったんですが、保護者や地域住民の混乱を招いてしまったことだけは分かってほしいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは次の質問ですが、2回目の説明会で保護者と地域住民との間で学校再編への賛否は分かれたか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

保護者や地域住民の方、それぞれ立場や考えがあることから、再編方針への捉え方について、今回は意見が分かれたと感じていますが、説明会の意見交換で頂いた意見としてですが、地域の方からは、学校の場所が変われば若い世帯が入ってこなく地域が衰退するので、このまま学校を残してほしいという意見が多かったです。一方では、未就学児、これはこれから小学校入学を迎える保育園やこども園に通っている児童の保護者になるんですけど、こちらの保護者からは、多くの友達と学べる学習環境を望むという賛成の意見のほ

うが多かったというふうには感じております。
以上です。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

実は、私もそこら辺はそういった意見があるということは聞いておりました。説明会への参加数が少なかったとはいえ、それぞれの立場で考えが一致しないということは当然のことやと、仕方ないかなと思っておるんですけども、それでは、次に地域についてお聞きしたいと思います。今回の学校再編がこのまま決定すると、紀ノ光台の児童はどうなるでしょうか。仮に境原小学校と隅田小学校をどちらも選べるというような学校区にしたら、児童がばらばらになると思います。今後、隅田小学校に入学したいという児童が出てくると、境原小学校の児童数は自然に減少していきます。そういったことで、今回の再編をそんなんで後押しするんじゃないかというような違和感を持っている人もいますけど、この点についてはいかがですか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

紀ノ光台区の校区変更につきましては、基本方針の見直し後、学校再編を包含する新しい学校づくり推進計画の策定と並行して、紀ノ光台の自治会の皆さんのご意見をお聞きしながら検討を進めたいと考えています。この件につきましては、2月の紀見東中学校区の説明会でも説明をさせていただきました。校区の見直しにつきましては、今回の2期方針に掲げていませんので、学校再編に直結するものではありませんが、同時並行に考えることとなります。地域の意見をお聞きしながら進めていきたいと考えていますので、決して再編を後押しするものではないということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

地域の意見を聞いていただくことが大切ですので、子どもや保護者の意向は十分酌み取ってほしいと思います。

それでは、次の質問ですが、通学距離の補助対象を3キロから2キロに変更すると言いますが、どのような計画を考えていますか。路線バスの経路から離れたところに住んでいる児童もいますので、その辺りはどう考えていますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

昨日の5番議員の答弁でも申し上げましたが、例えば紀見東中学校区や紀見北中学校区など、民間事業所の路線バスの活用が想定できる再編統合では、路線バスの定期券交付を行う方向で検討しています。橋本中央中学校区や隅田中学校区など、路線バスの活用が想定できない再編統合では、新たなスクールバスの運行を検討しているところです。

今後、スクールバスを導入する際は、子どもの安全第一を方針としまして乗降場所の検討を進めます。路線バスの活用の場合は、最寄りのバス停までは徒歩になるものと想定しております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

スクールバスと路線バスのパターンがあるかと思うんですが、そうなりますと、もう一つ踏み込んで質問させていただきたいんですけども、境原小学校は令和7年度の1年生が35名入学予定で、ほぼ紀ノ光台の子どもたちと聞いています。今も送り迎えの車で学校周辺が渋滞して、路上駐車で地域の皆さんから学校のほうに苦情が寄せられていると聞いていますけども、このような状況でもスクール

バスは出せませんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

今おっしゃられたことを校長先生からも、直接相談を受けたことが何回もあるんです。保護者の方は原則徒歩なんですけど、送迎されるときに交通ルールとかマナーは守っていただいていると思うんですけども、一定の時期に車が並んでしまうという状況は避けられない現状も私どもも認識をしております。

ただ、スクールバスで通学を支援するという現状の通学距離の基準を今の紀ノ光台地区は満たせていないことから、スクールバスの要望を頂いたんですけども、実現するということは、誠に申し訳ないんですけどもいたしかねるところでございます。

以上です。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

でも、何でも基準があるか知りませんが、それをクリアしないといけないというのは分かります。ただ、距離だけではないということは分かっていたかと思うんですけども、学校は地域コミュニティの核として住民のよりどころになっています。境原小学校も同じであります。少子化が進む中で地域を衰退させないためにも、このまま学校に協力してきた、あるいは学校を見守ってきた地域の皆さんから、再編してもええよというような、地域からそういった声が寄せられるまで学校を存続すべきじゃないかと思うんですけども、2回目の地域説明会でも、境原小学校が再編の対象になることに反対の意見は多かったと思います。1,500名を超える署名の提出があっても、再編方針の白紙撤回を望む地域の声は届かないもののでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

確かに紀見東中学校区の2回目の地域説明会でも、境原小学校と城山小学校の再編につきましては反対の方が多かったというのは、私たちもそういうふうにお聞きしました。地域の人の思いが込められた、先ほどおっしゃられた署名につきましては、民意としては大切に捉えなければならないというふうに考えています。

学校再編につきましては賛否はありますが、我々は2期方針のめざす子ども像を実現するために、学習環境を整えるという教育委員会の方針は持っています。今後の学校再編を包含する市としての計画策定までの段階で、署名や嘆願書につきまして議論して判断していきたいと考えています。

以上です。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

これで適正規模・適正配置に関する一般質問は3回目となります。教育委員会や教育委員の皆さんは、1回目の説明会の後、とてもしんどい議論を重ねられ、今回再編の時期を見直していただいたことには感謝申し上げます。

子どもの数が急激に少なくなっていることや、学校再編に賛成・反対の意見が分かれることは仕方ないことや私は思っていますけども、署名活動もあつたように、保護者や地域の住民の気持ちはこれからも十分に酌み取ってほしいと思います。

以上です。一つ目の質問を終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、支援を必要としている子どもたちの受入れに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（久保雅裕君）登壇〕

○健康福祉部長（久保雅裕君）支援を必要としている子どもたちの受入れについてお答え

します。

保育所等における障がいのある子どもの受入れについては、令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略において一層の受入体制の整備が求められており、正当な理由なく、障がいを理由として保育の提供を拒否することのないようにと国から通知が出されています。

本市においては、保護者の意向を尊重しながら、入園前から子どもについての話を合いを行い、集団生活を送る上での安全の確保や事故発生の防止などを考慮しつつ、園での対応方法や体制などを検討し、可能な限り受入れを行っているところです。受入れの際は、保育士のほか子育て世代包括支援センターの担当保健師とも情報共有し、状況に応じて関係機関と連携しつつ、個々の子どもの事情に応じた対応を心がけています。

また、私立園においても支援を必要とする子どもたちの受入れを行っていただいています。施設面や職員の都合上、どうしても受入れできない場合は、公立園が責任を持って対応する必要があると考えています。現在も公立保育園等には看護師を配置するなどしていますが、今後も環境面や人員面での体制の充実に努めていきたいと考えています。

小学校入学につきましても、就学説明会や就学相談会を実施し、保護者の疑問、不安や悩みを聞き、相談に乗り、子どもの状況を保護者と園、学校が共有しています。また、入学申込前の早期から各機関と連携し、必要に応じて保護者面談を行い、子どもと保護者が学びの場の授業見学や体験学習をできるようにしています。

支援を必要とされる子どもたちの就学先については、医師や教育及び福祉関係者等で構成する就学支援委員会が子ども一人ひとりの特性を把握し、必要な支援について協議を行

い、適切な就学先をお示ししています。

目が見えにくい、耳が聞こえにくい難病を抱える子どもたちには、特に繊細なケアが必要になるため、保護者の希望はお聞きますが、子ども自身のことを考えますと、相談時に県内の専門機関をご紹介しているのが現状です。

保護者の皆さまには、子どもの可能性を最大限に伸ばせる教育の場に関する正確な情報を理解してもらい、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援ができるよう努めてまいります。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君、再質問ありますか。

10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ご答弁ありがとうございます。

小さいうちから目が見えにくい、耳が聞こえにくいといった子どもたちが市内にもいることから、今回、一般質問をさせていただきました。学校に入るまでの幼少期、これからの成長期に難病を抱える子どもや保護者を少しでも助けられないかという視点で、保育園や小学校の受入支援について、再度質問をさせていただきます。

子どもの耳が聞こえにくい、目が見えにくいといった保護者からの相談を受けた場合は、保育園の入園手続き、小学校への入学手続きをする前にどんな対応をされていますでしょうか。寄り添えることはできていますか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）ただ今のご質問にお答えします。

まず、保育園等へ入園する場合についてですが、保護者の意向に全て沿うことは困難ですけれども、市の担当保健師や関係機関とも情報を共有しつつ、できる限り寄り添った対応をするように心がけています。例えば聾学

校の先生との連携、協議を行うなど、園の職員や発達相談員、保健師が聾学校を実際に訪れたり、また、聾学校の先生がこちらの園に来ていただいたりしています。また、園の職員は聴覚に関する研修を受けるなど、専門的な知識を深めるように努めております。その知識は、また園でも共有するようにしています。こうしたことで全体でスキルアップを図っています。

このほか、保健師や相談支援事業所にも入っていただいて会議を開催するなど、丁寧な対応に心がけているところです。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）教育委員会も同様に、学校教育課の指導主事が学校や福祉部局と連携を行っています。教育支援委員会では発達相談員や支援学校の先生にも入っていただいて、新入学の対象児童も含めたお子さんの適切な就学先の検討結果をお示ししますが、最終判断は保護者の方となります。保護者から相談の際は子どものことを一番に考え、可能な限り保護者の気持ちに寄り添えるよう心がけて相談を受け、対応しているところでございます。

以上です。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

保護者の方も、子どもへの思いや気持ちが言葉で言い表せないとお聞きしています。子どもがみんな同じように少しでも健やかに育つように願っていることや、悩んでも周囲に相談できないことがあるとお聞きしました。引き続き保護者の気持ちに真摯になって聞いていただき、酌み取っていただきたいと思います。ありがとうございます。

次の質問ですけれども、壇上答弁で、医師や教育及び福祉関係者等で構成する就学支援委員会が子ども一人ひとりの特性を把握し、必

要な支援について協議を行い、適切な就学先を示していますとありました。もし示された内容が普通学級に子どもを入れたいという保護者の意向と合わない場合はどうなりますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

先ほどの答弁と一部重複いたしますが、新入学や進級前に例年開催しております教育就学支援委員会では、各お子さんの適切な就学先の検討結果をお示ししますが、最終判断は保護者の方となります。保護者の方が通常学級の入級の意思を示された場合は、その意思を尊重させていただいて、お子さまは通常学級に入級していただくことにしております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

保護者の気持ちはあると思います。子どものことを考えると、特別支援学級や、もしかしたら盲学校や聾学校を紹介されたとしても、みんなと一緒にクラスに入りたいという子ども自身の気持ちを保護者から分かってほしいとかはあるかもしれません。あるいは、保護者の勤務先の都合などで、市内の公立学校への入学を希望されるかもしれません。

その続きで質問しますけれども、答弁にあった、保護者の皆さまには子どもの可能性を最大限に伸ばできる教育の場に関する正確な情報を理解してもらい、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援ができるように努めるとは、専門の先生を市内の学校に配置してくれるということでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）教育支援委員会では、そのお子さんの就学先がどこが一番いいんだろうか、実際にお子さんの、例えば小学校へ入る前だったら、保育園、こども園などに見

に行かしてもらって、その様子を専門の方々が観察をさせていただきます。それをもって検討をして、そして、このお子さんだったらここの場で学ぶのが適切ではないだろうかという提案をさせていただきます。

その場合、特別支援学校という場合もあります。特別支援学級という場合もあります。通級がいいという場合もあります。そして、通常の学級でも学べるんじゃないかという場合もあります。そのお子さんによって示させてもらうところは変わってくるわけなんですけれども、特別支援学校で学ぶことになれば、それだけの一定の特性を持たれているお子さんですから、より専門的な形で教育を受けさせてあげるほうがいい。その学校にはその専門の先生方がおられます。

ところが、私たちの橋本市立の小・中学校であれば特別支援学級ということになりますので、担当する先生については、小学校やったら小学校の先生の免許、中学校やったらそれぞれの教科の免許と併せて、特別支援学校の教諭の免許を持っている方もおられるんですけれども、持っていない先生方もおられるのは事実です。ですから、もし特別支援学級を選択してもらった場合には、特別支援学校で受けるような専門的なところの部分は、そこまで至らない部分もあるとは思いますが、担当する先生については指導方法等を学びながら子どもと向き合っていくことになります。

ですから、専門的な本当に先生が配置されるかというたらそういう場合もありますけれども、違う場合もあります。けれども、そういった配置されないときについては、そういった専門の方を巡回で来てもらうというようにいろんなやり方がありますので、そういったことも併せながら、その子どもに合った教育環境を整える、指導をしていくということ

をしていきたいと思っています。

あわせて、特別支援学級に在籍する子どもが今増えてきているということもあり、特別支援学校教諭の免許を取得するというのも今、先生方に勧めています。これはすぐに取りれるわけではなくて何年かかかって取ってもらわないといけないんですけども、そうやって専門的な知識を日常の教育活動に生かしていくということも大事なところではありますので、そういったことも併せて進めておりながら、私が一番言いたいのは、その子どもに合った教育をできる限り保障していけるように取り組んでいきたいと、そんなふうに学校とも連携しながらやっていきたいと思っています。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

個々の子どもの状況になりますが、可能な限り学校で受入れをできることや、先生の配置や関わりを考えていただいていることはよく分かりましたけども、いろいろ考えていただきまして、本当にありがとうございます。

ただ、保護者の気持ちを考えると複雑な面もあると思うんですけども、私が聞いた話では、盲学校や聾学校は橋本市の近くにはないので、保護者の方は遠方、和歌山市まで送迎しなくてはならず、その負担が大きいと。例えばの話ですけども、市内の園を週何日か利用しながら、遠方の専門の学校にも週何日か通っている場合などは、仕事もしながらの保護者にも相当きついものがあると。子どもの送迎は保護者の使命としても、このような場合、市から何らかのご援助とか、そういうのはないんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）ただ今のご質問にお答えします。

和歌山市にある聾学校に通っている生徒に

対して、市からの直接的な金銭補助というのがありませんけれども、その方に担当されている相談支援事業所等との協議を通じて、個々の実情に応じたサービスを使っていただけるように、調整は行うなどはしているところで

す。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。健康福祉部長、最後の答弁ありがとうございます。

子どもの事情に応じたサービスを調整いただいている保護者にも理解を得てのことと思います。ありがとうございます。

でも、保護者自身がしんどくなってしまうて送迎ができなくて、子育てや生活に支障が来てしまっはいけないので、何か手助けをしてあげられないかというのが私の気持ちでございます。

最後の質問ですけども、和歌山市となると距離も結構あるんですが、もし保護者、子どもが市内の小学校への入学を希望した場合、その受入れにおいて、教育委員会や学校はどこまで支援していただけますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）先ほど答弁させてもらった内容が支援の形かなと思うんですけども、もしも就学したいという学校にそのお子さんの特性に合った特別支援学級が存在しない場合もあります。そんな場合はどうするかというと、勝手にうちでそういう学級をつくるということはできません。県教育委員会に、今うちにこういう子どもさんがいてるので、ぜひその学級の開設を認めてもらいたいという要望を出します。そして、県教育委員会が認めてもらって初めてその学級が開設され、そこに人員が配置されることになります。ですから、そういった子どもさんがおられる場合には、しっかりと県教育委員会に要望を

出していき、その環境が整えられるような形を取っていきたいと思います。もしそういう学級が開設されるようになったら、それだけの物も教材も準備していかなくてはなりません。決まってから4月までそんなに時間がないんですけれども、それでも、できる限りのことは用意していくというのが一点あります。

それと、配置される人員というのは限られています。その子どもさんに十分その人員で対応できる場合もありますけれども、そうでない場合については、市として予算確保をさせてもらっている中から、支援員であるとか非常勤講師というのを配置する中で、子どものニーズに合った環境を整えていく、そんな形で取り組んでいきたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ご答弁ありがとうございます。

保護者は近くに通えるところに専門の学校をつくってほしいと願っております。橋本市内や伊都郡内に盲学校や聾学校を新しくつくとしたら絶対無理かなって、非常に厳しいと思うんですけども、例えばきのかわ支援学校に目が見えにくい、耳が聞こえにくいといった子どもたちを受け入れる学級を併設していただけないか、和歌山県にも働きかけていただきたいと思います。

今、子育て日本一をめざす橋本市ということで垂れ幕も上げてくれていますので、本当にいろんな事情を持ったいろんな子どもがたくさんおられると思います。そんな子どもたちにも、今日は一般質問をさせていただいた子どもたちにもちょっとでもええ環境になっていただけたらええと思いますので、そこら辺は県にも、私たちが議員としてできることがあれば協力させていただきますので、どうか橋本市のほうにもそういったことを持って

きてもらえるように声かけしていただきますようお願いします。

これで私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君）10番 垣内君の一般質問は終わりました。

この際、4時00分まで休憩をいたします。

（午後3時48分 休憩）

（午後4時00分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、議長より申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

日程に従い、一般質問を行います。

順番11、11番 岡本君。

〔11番（岡本安弘君）登壇〕

○11番（岡本安弘君）皆さま、こんにちは。新政会、岡本安弘でございます。しばしお付き合いのほどをよろしくお願いいたします。

それでは、議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。今回は2項目についてお伺いいたします。

1項目め、小・中学校の体育館に空調設備を。

地球温暖化等により通常では考えられないくらい近年の夏の暑さは尋常でなくなってきました。プールの授業や運動場での体育なども行えないくらいであり、体育館での授業、行事などさらに困難な状況であります。

そこでお伺いいたします。

1、近年の暑さに対する授業についてどのように考えていますか。

2、週間の時間割で暑さによる授業変更の状況は。

2項目め、教職員の負担軽減（生徒指導に

係る対応の現状）について。

近年、学校を取り巻く法的課題が増加しており、いじめ問題の深刻化、保護者からのクレーム対応、教職員の働き方改革など、学校が直面する課題は複雑化しています。また、教職員の業務は多岐にわたっており、早急に業務負担の軽減を行う必要があると考えます。

教職員の業務は授業以外にも多忙で、その中には生徒指導などがあります。問題行動に係る生徒指導の現状と対策についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。明確なご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君の質問項目1、小・中学校の体育館に空調設備をに対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）小・中学校の体育館に空調設備をについてお答えします。

一点目の近年の暑さに対する授業については、6月から9月にかけての猛暑は児童生徒の健康や学習環境に大きな影響を与えています。特に、体育の授業や屋外活動及び体育館での活動については暑さ指数（WBGT）を基準にして活動内容や場所を変更するなど、臨機に対応しています。

例えば、運動会の実施時期についてですが、中学校は本年度から開催時期を9月から10月下旬に変更しました。ほかにも体育館での全校集会をオンライン集会にするなど、各校で暑さ対策の工夫をしています。

二点目の週間の時間割で暑さによる授業変更の状況についてですが、令和6年度の水泳授業の実施については、小学校全14校で合計約1,000時間の水泳授業を予定していましたが、暑さや降雨等の気象状況により約8%の

授業が取りやめになり、他の授業内容に変更されました。

本来ならプールや体育館で存分に活動させたいところですが、健康を害するほどの暑さを避けるため、学校では工夫をしながら児童生徒の学習を保障しているところです。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君、再質問ありますか。

11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。

体育の行事とか水泳の授業なんかは暑さのせいもありまして、約8%授業の変更なんかもしているということでございました。昨日、今朝と同様の質問があつて出尽くしている感じもあります。体育館の空調設備の必要性もしっかりと理解していただいておりますし、今後は国の動向を見て計画策定の準備を進めていくというご答弁でありましたので、それはしっかりと進めていただきたいというふうに思います。公立学校施設の空調、冷房設置状況というのは、令和6年9月1日現在、全国平均ですけれども、普通教室が99.1%、特別教室が68.7%、体育館等が18.9%となっております。

ちなみに橋本市なんですけれども、普通教室は100%、特別教室が65.3%、体育館等は0%となっているわけであります。全国平均が99.1%、まだ全て空調が入っていないところもある中で、橋本市においては普通教室が100%設置していただいております。以前、愛知県のほうでも熱中症で児童が亡くなるような事案が発生しまして、児童生徒の命は守らないといけないということで、財政厳しい折でありましたが、橋本市の小・中学校に空調が必要であるという市長が英断をされまして、我々有志議員も要望活動に行かせていただいて、普通教室に空調設備が設置された経緯があるわけであります。

朝からの市長の答弁の中でも、15年までに全小・中学校の体育館への設置はなかなか難しいというご答弁でもありましたけれども、昨今の熱中症の状況、暑さ対策というところでは、また、すぐにでもやってあげないといけないというふうなことも、もしかしたらあるかもわかりません。市長がまた、もしかしたらやってくれるかもわからないですけども、そのときはまた我々も一緒に要望活動に行かせていただいて、体育館の設置に向けてしっかりと活動をさせていただくので、そのときはまた、市長、よろしくお願いいたします。

先ほどもお話があつたように、本市の考えというのは特別教室が先に行つて、その後、国の動向を見ながらということでありますので、併せてもお願いするんですけど、そこで一点だけ聞きしておきたいところなんですけれども、昨年2月に開催されました小・中学校の橋本市未来プロジェクトにおいて、学校に太陽光パネルの設置をしてほしいという提案もありました。2番議員の中でも空調とセットで発電機をとるところなんですけど、今回、子どものそういった意見もあるし、SDGsという観点からも、体育館の空調設備設置の際には併せて太陽光パネルも設置を検討していただきたいなというふうに思います。

設置場所とか、それに耐え得る施設であるとか、様々な意見もあろうかと思えますけれども、今はパネルが薄くなったりとか、穴を空けなくても施工できるというようなものもありますので、その辺も、もし体育館に空調というところで、太陽光パネルも併せて設置を検討していくべきと考えるわけなんですけど、そのお考えをお聞かせください。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

太陽光パネルは電力の確保に非常に有効で、

学校の体育館は災害時の避難所としてもほとんどが指定されておりますので、もし災害時の停電した際に電力を確保するために、パネルの設置というのも一つの手段とは考えられます。

昨年の小学校の未来プロジェクトでは、CO₂削減ということで提案を頂いたんですけど、実現できれば、平常時にはクリーンエネルギーの電力としても活用することで、SDGsの取組みを子どもたちにも実感してもらえとは考えています。

太陽光パネルの設置につきましては、体育館の空調設備と併せて、幅広い視野で関係部署と連携を図りながら、計画策定に向けて検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）空調設備機器の設置のときに併せて考えていくべきというふうに考えております。昔とは違いまして、子どもたちの学習環境も大きくさま変わりしてまいりました。自分たちの頃とは格段に暑さの度合いも変わってきています。今後も子どもたちの学習環境というのは変わりゆくわけですが、その中でどのような施設の整備が今後必要となるかもわかりませんが、未来を担う子どもたちのためにしっかりと未来への投資をしていただくことを要望いたします、1項目目を終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、教職員の負担軽減（生徒指導に係る対応の現状）に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（今田 実君）登壇〕

○教育長（今田 実君）教職員の負担軽減（生徒指導に係る対応の現状）についてお答えします。

生徒指導とは、児童生徒が社会の中で自分

らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する課程を支える教育活動です。本市の小・中学校においては、これら生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて教職員が指導や援助を行っています。

いじめ対応については、和歌山県教育委員会が発行しているいじめ対応マニュアルに従い、教職員一人で判断せず、校内いじめ対策委員会で組織的に対応することとしています。また、問題の深刻度によっては、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校内の職員だけでなく、市教育委員会、子育て世代包括支援センター、警察、病院、児童相談所等の関係機関と必要に応じて連携した取組みを行っています。

生徒指導の対策については、日々の教職員の児童生徒へのあいさつ、声かけ、励まし、称賛、対話、及び授業や行事等を通した個人と学級や学年への働きかけが大切です。教職員が日常的な教育活動を通して、全ての児童生徒の発達を支える働きかけを行っています。

このように、教職員による生徒指導は、成長過程にある児童生徒にとって必要な取り組みです。問題が発生したときは、事実確認や児童生徒の心のケア、保護者対応などに細心の注意を払い、時間と労力をかけて取り組んでいます。教育委員会からは学校からの報告を受け、問題解決に向けた助言や関係機関との連携を行い、教職員の負担軽減を図っています。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君、再質問ありますか。

11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ご答弁ありがとうございます。

生徒指導の現状と対策についてお伺いしたわけなんですけれども、直接の指導、多職種

と連携を取り様々な取組みをされていると。そして問題が発生したときは、事実関係や児童生徒の心のケア、保護者対応などに細心の注意を払い、時間と労力をかけて取り組んでおられるというご答弁でありました。

昨今、様々な相談事とかトラブルが学校の中である中で、もし理不尽な要求など、教職員で解決が困難な場合などもあると思うんですけれども、そんな場合は今現状、どうされておりますか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）教育委員会事務局も含めまして、関係機関と連携しております。これは壇上での答弁でもさせてもらったところですが、特に理不尽な要求や法的な案件に関しましては、橋本市が契約している顧問弁護士に相談して対応しておるところです。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。

理不尽な要求とか法的な案件には、橋本市が契約しておられる弁護士に相談して、現状は対応されているというそういうお答えなんですけれども、そういったトラブルに対して、現状、早期に解決できているのか、また、早期解決のために、ほかに何か考えておられることがあれば教えていただけたらと思います。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）トラブルにもいろんなものがあります。早期に解決できているものもあれば、時間を要しているものもあります。その対応の中心的な存在は学校ではあるんですけれども、教育委員会として児童生徒や教職員の負担軽減をすることは急務であると考えているところです。

そのために、来年度から学校教育課が所管する機関として、教育支援センターというのを設置したいと考えております。現教育相談センター、青少年センターを一体化させた機

関として、相談体制を充実させて対応していきたいと考えているところです。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）教育委員会として児童生徒や教職員の負担の軽減は急務であるというふうにも考えていただいております。そして、今ご答弁いただきましたように、令和7年度から教育支援センターを設立して相談体制を充実させて、様々な問題に対応をしていくということではありますが、その教育支援センターではどのような方々がトラブルの解決に向けて対応されていくのか、教えていただけたらと思います。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）学校教育課の所管する機関という位置づけでありますから、当然、学校教育課が関わるんですけれども、支援センターの中におきましては、教員OB、また臨床心理士と専門の者が対応できるような体制を取っていきたいと考えております。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。

今ご答弁いただきましたように、教育相談センターの中に、教員のOBと臨床心理士が専門でトラブルの解決に向けて行っていくということなんですけれども、教職員のOBとか臨床心理士のほうが今後センターで様々なトラブルに関して解決していく。橋本市が契約しておられるもちろん弁護士と相談しながら、今後は様々なトラブルを解決していくということなんですけれども、ただ一点危惧するところなんですけれども、教職員のOBや臨床心理士というのは法的な専門家ではありませんし、また、トラブルには様々な対応があるということでもありますので、適切な対応が困難なときがあるんじゃないのかなというふうに思います。それと、弁護士との相談の時間の調整であつたりとか、面談に時間がか

かって、早急に対応しないといけないという適切なタイミングに対応できないこともあるのではないのかというふうには危惧しているところなんです。

実際、教職員の方が直接対応しなくなりますので、精神的には少しなるといふふうには思うわけなんですけれども、実際、解決までに時間がかかってしまいますと、その間、教職員の精神的な負担というものは大きくなりますし、教職員の心も健康ではいられないというふうに思っているところです。

そこで一点ご質問なんですけれども、スクールロイヤー制度というものがあるんですけれども、このスクールロイヤーというのは、学校で起こるいじめとか、保護者との様々なトラブルなどを子どもの最善の利益を念頭に、法的観点から継続的に学校に助言や解決をする弁護士のことであります。学校内で問題が起きた際に、文部科学省と教育委員会、弁護士会の連携の下、学校に弁護士が派遣される制度をスクールロイヤー制度というわけなんですけれども、このスクールロイヤー制度、文部科学省においては学校の顧問弁護士のようなものとして位置づけておるところであります。今後、様々なトラブル、法的な課題がある中で、スクールロイヤー制度というのを導入していくべきではないのかと思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）子ども間のトラブルやいじめ、虐待、そして保護者からの過剰な要求、事故、学校で発生した様々な問題に対して学校から相談があった場合には、対応について法的根拠に基づいた助言や指導というのは教育委員会事務局、そして学校にとってもすごく心強いものであることは間違いございません。そしてまた、スクールロイヤーによる講演会、授業ですよね、子ども向けの講

演会、保護者への講演会などをするのも、予防的な対応としてすごく意義があるものだと、そんなふうには認識しておるところです。理想的な体制づくりになるかなと思うんですけども、現状、今、顧問弁護士への相談をしながら対応しております。将来的にどういう形で対応するのがいいのかというあたりも含めまして、今後、研究する中で考えていくことができたかと現状では思っているところです。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君。

○11番（岡本安弘君）ありがとうございます。

教育長のほうも教育委員会も、先生を守るというところでは意見は一致しております。まず、教育支援センターを機構改革を行って、先生の負担というのを軽減していくということでもありますので、必要性というのはしっかり考えていただいているなというふうには思っております。

スクールロイヤーというのは、学校への助言とかアドバイザー業務を主に行うわけなんですけれども、文部科学省のほうはそれだけではなくて代理人業務も含めております。本市でもしスクールロイヤー制度を導入の際には、そういったところも検討をしていただきたいなというふうに思います。また、スクールロイヤーの立ち位置、業務内容なんかも明確化して、しっかりと問題解決に向けた依頼を弁護士にしていきたいというふうに思います。

教職員の身体的、また精神的な負担の軽減がスクールロイヤー制度を導入することによってできますし、また、子どもたち、保護者の安心につながるスクールロイヤー制度の早期導入を教育委員会でも考えていただきたいというふうに思いますので、その点についてよろしくお願い申し上げます。

そして、少しお時間を頂きたいんですけど、

年度末で3月議会です。最後になりますが、この3月末をもって退職されます西前建設部長、久保健康福祉部長、福井議会事務局長、そしてまた各部署の職員の皆さまには、長きにわたって橋本市発展のためにご尽力いただきましたことを、高いところではありますが、厚く御礼を申し上げます。今まで培ってこられました知識と経験というのは、本人はもとより、この橋本市の宝でもありますので、今後、また橋本市発展のためにお力添え、また、ご指導、ご鞭撻を頂けたら幸いです。本当に長きにわたりお疲れさまでした。ご苦労さまでした。

終わります。

○議長（森下伸吾君）11番 岡本君の一般質問は終わりました。

○議長（森下伸吾君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会し、明日3月5日午前9時30分から会議を開くことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

（午後4時25分 延会）

地方自治法第123条第3項の規定により、ここに署名する。

議 長 森 下 伸 吾
8 番 議 員 田 中 博 晃
18 番 議 員 中 本 正 人

